LPガス保安高度化マニュアル

SAFETY

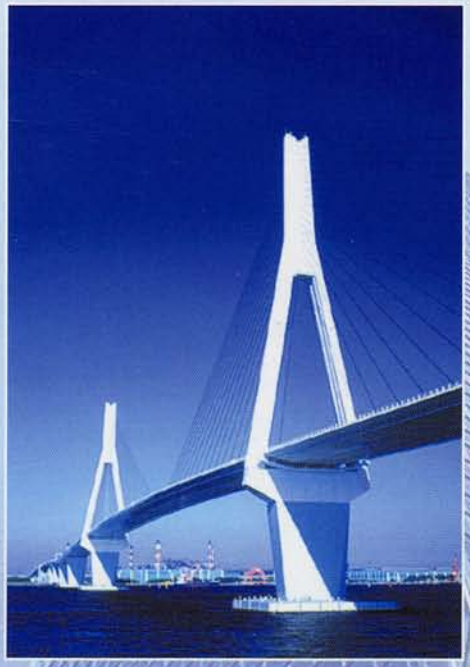

RELIANCE

SECURITY

経済産業省 原子力安全・保安院
高 圧 ガ ス 保 安 協 会

目　次

Ⅰ　平成１９年度の重点項目について・・・・・・・・・・・・・　1

１．ＣＯ中毒事故防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２．雪害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

Ⅱ　その他の実施項目について・・・・・・・・・・・・・・・・　6

１．期限管理の徹底について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
２．安全装置付きガスコンロの設置・交換・・・・・・・・・・・・　15
３．埋設管点検・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
４．安全機器等の設置・交換・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
５．法令遵守と老朽化設備・機器の一掃・・・・・・・・・・・・・　24
６．一般消費者等への周知・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・　25
７．販売事業者等のミスによる事故防止・・・・・・・・・・・・・　26
８．その他の事故防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　27

Ⅲ　参考・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　32

１．全国一斉ＬＰガス保安高度化運動の状況調査について・・・・・　32
２．保安貢献者表彰制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・　35

Ⅳ　資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45

１．平成１８年ＬＰガス一般消費者事故集計表・・・・・・・・・・　45
２．ＬＰガス事故事例(平成１８年)・・・・・・・・・・・・・・・・　53
３．液化石油ガス販売事業者等保安対策指針・・・・・・・・・・・　61
４．最近の法令改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71

はじめに

平成１２年に国は「ＬＰガス保安高度化プログラム」を策定し、国、事業者、及び消費者が一体となった保安高度化を推進してきた。

官民が一体となって取り組んできた「保安高度化プログラム」は平成１４年に終了したが、その後、ＬＰガス関係団体から自主的な保安高度化の運動が開始され、平成１６年度より３カ年計画で「全国一斉ＬＰガス保安高度化運動」を展開してきた。

しかし、昨年社会的に問題となったガス機器によるＣＯ中毒事故及び一般消費者事故件数の増加等を踏まえ、さらに３年間運動を継続し、一層の事故防止対策の徹底を図り、ＬＰガス事故の撲滅を目指している。

このテキストは、ＬＰガス関係団体を中心とした自主的な保安高度化運動への取り組みについて、ＣＯ中毒事故防止、雪害対策、期限管理、周知・啓発活動等、その内容を紹介することにより、今後の自主保安の高度化を支援し、一層の保安の推進を図る観点から編集したものである。

ＬＰガス保安に携わる販売事業者、保安機関の皆様が、各職場において自主保安を推進する上でご活用していただければ幸いである。

Ⅰ 平成１９年度の重点項目について

１．ＣＯ中毒事故防止対策

（１）不完全燃焼防止装置のない器具の交換促進

重大事故につながりやすいＣＯ中毒事故の対策として、不完全燃焼防止装置の付いていない開放式湯沸器、開放式ガスストーブ、半密閉式燃焼器具から、不完全燃焼防止装置付燃焼器具、密閉式燃焼器具、屋外設置式燃焼器具への交換を推進する。

また、構造的に排気筒等の取替えが不可能な場合はＣＯ警報器等の設置を推進する。

また、販売事業者は交換に応じないお客様に対して重点的な保安周知活動等を行い、ＣＯ中毒事故の発生を防止する。

さらに、交換に応じない消費者の同意を得た上でリストを作成し、都道府県協会を通じ都道府県へ報告し、協力を要請する。

（２）開放式湯沸器の使用者への注意喚起

①　周知文書等による注意喚起

周知文書等において、機器の使用上の注意事項（換気が不十分な状態で使用すると不完全燃焼によるＣＯ中毒を起こし死亡に至る恐れがある旨、再点火の注意、点検要請への速やかな対応、不燃防付き機器への交換促進）を掲載する。

なお、不燃防の有無に関係なく開放式湯沸器の設置先には、周知文書を１年に１回配布する。

日連周知文書抜粋

小型湯沸器やガスストーブ等をご使用のみなさまへ

必ず換気してください。

＊過去に換気不足等により一酸化炭素中毒による死亡事故も発生しています。

■室内でガス器具を使用するときは、換気扇を回したり、ときどき窓を開けて十分に換気をしてください。

■排気のフィンがほこりなどで目詰まりしていないか確認してください。

※ガスが燃えるためには、たくさんの空気を必要とします。換気が十分に行われないと、酸素不足や室内に排ガスが充満して不完全燃焼を起こし、有害な一酸化炭素（CO）を発生する恐れがあるため、たいへん危険ですので、十分な換気をしてください。

※ご使用中に火が消える場合は安全装置が作動している可能性があります。直ちに使用を中止し、ガス器具の購入先やLPガス販売店または保安機関（連絡先は表紙に記載）にご連絡ください。

■室内でガスストーブ、ガスファンヒーターを使用するときは、必ず30分に1回程度、窓を開けて換気してください。

■小型湯沸器をお風呂に使ったり、シャワーとして使用することは絶対におやめください。

自然排気式のふろがまをご使用の方に

■下のような自然排気式（煙突の付いたもの）のふろがまを使用するときは、換気扇を使用しないでください。（排ガスが逆流して一酸化炭素（CO）中毒を起こすことがあります。）

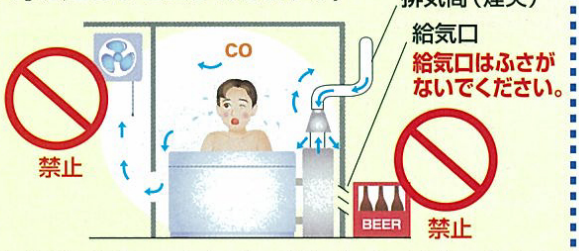

●排気筒がこわれていたり、鳥の巣などでふさがれてしまうと適切な排気ができなくなります。こまめに点検しましょう。

不完全燃焼防止機能が付いていないガス器具は、交換をおすすめします。

ゴム管はときどき点検し、早めに交換してください。

■ひび割れなどが発生しているゴム管は使用しないでください。

※ゴム管からのガスもれは、石けん水を塗り泡が出るかで分かります。（泡が出た場合はすぐに新しいゴム管に取替えてください。）また点検後はきれいに拭き取ってください。

■ゴム管は、ガス栓の赤い線のところまで差し込んで、ホースバンドでしっかりとめてください。

■ゴム管は長くしたり、物かげを通したり、折り曲げたりしないでください。

■三つ又は危険なので、絶対に使用しないでください。

三つ又

着脱が簡単で確実なコンセント型の専用ホースをおすすめします。

ガスもれ防止のため、湯沸器やふろがまなどの固定式燃焼器とガス栓の接続にゴム管を使用することは禁止されています。

直接ねじ接続するか、左のようなねじ接続の専用ホースで接続してください。

② **ステッカーによる注意喚起**

全ての開放式湯沸器について、ステッカーを貼付する。

なお、下記ステッカーは経済産業省が作成し、都道府県協会を通じて必要部数を配布したものである。

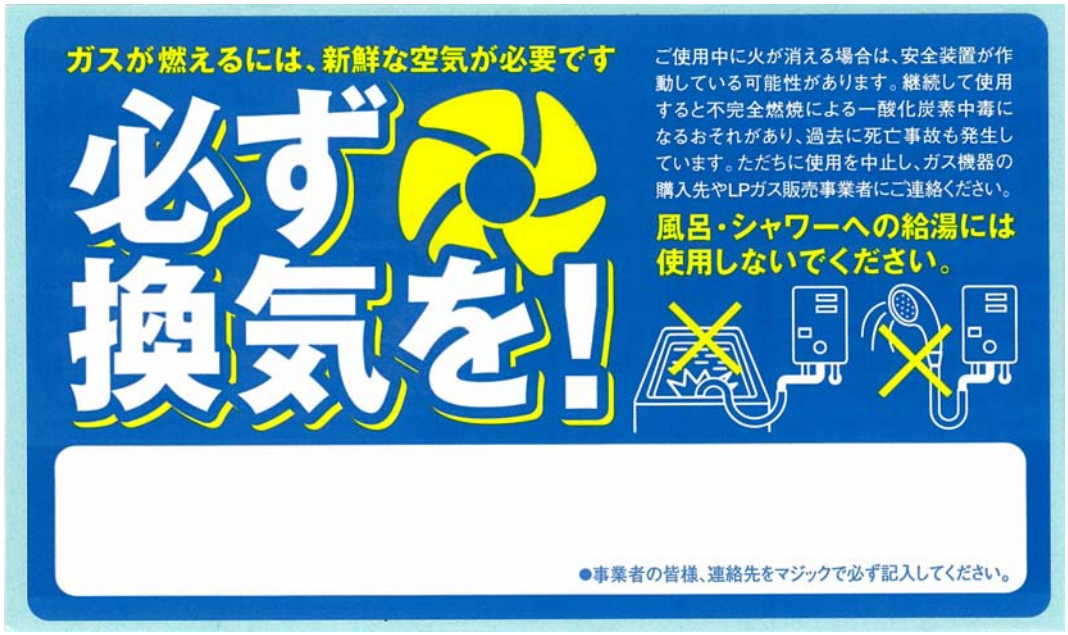

（３）消費者から要請があった場合のＣＯ点検

消費者から要請があった場合はＣＯ点検を実施する。

２．雪害対策

平成１８年豪雪による雪害事故の部位は、以下のグラフのように調整器、ガスメータ、配管の破損で８１%を占める。

また、平成１８年豪雪による事故の多くは、例年大雪が降らない地域に大雪が降ったことが原因といわれている。そこで、「豪雪地域」と「思いがけない大雪になる年のある地域」とに分けて対策を考えることとした。

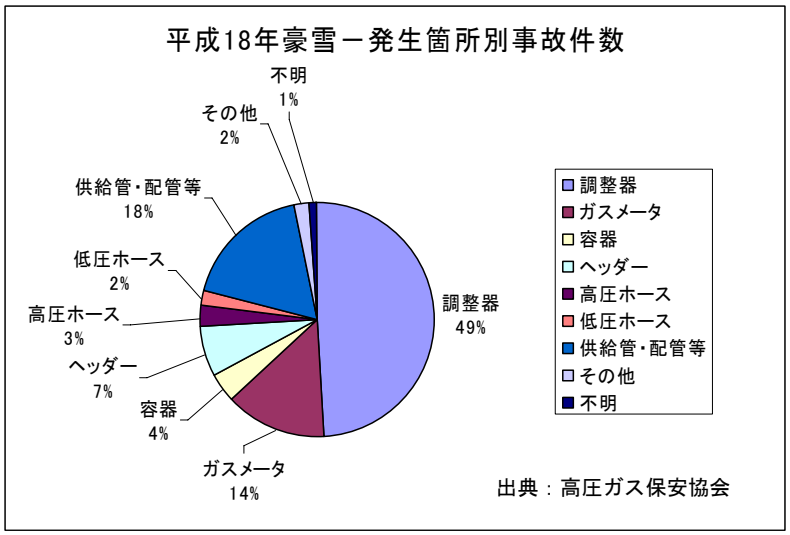

事故のイメージ

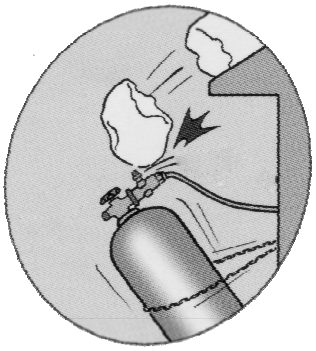

（１）豪雪地域の雪害対策

容器を含む機器を雪囲いで覆う

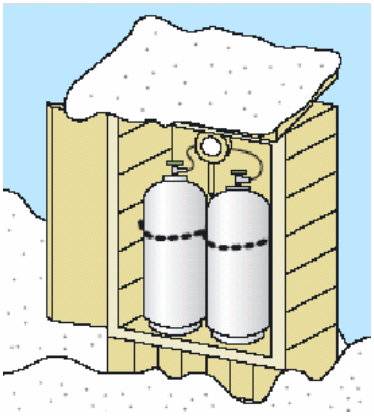

容器、調整器、メータを容器庫に納める

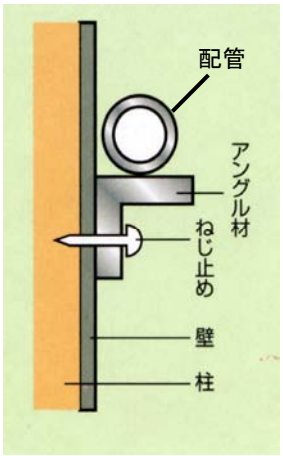

横引き配管はアングル材とＵボルト等を用い壁に固定する

（２）思わぬ大雪になる年がある地域の雪害対策

メータ、自動切替調整器の雪害対策

メータは高い位置へ取り付け、更に架台を設けるとより有効

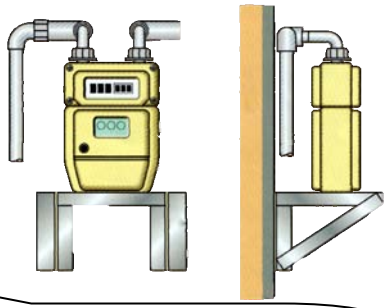

自動切替調整器はメータ下部へ取り付け、出口 3/4 配管にする

単段調整器の雪害対策

単段調整器は出口を下にして配管に取り付け、容器とは高圧ホースを用いて接続する

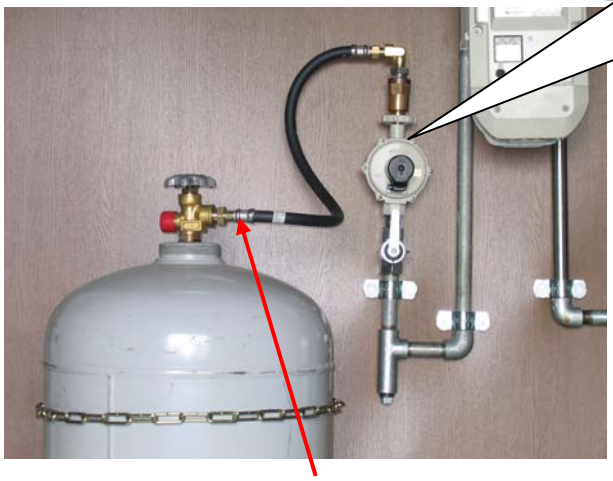

折損遮断機能付調整器を利用する

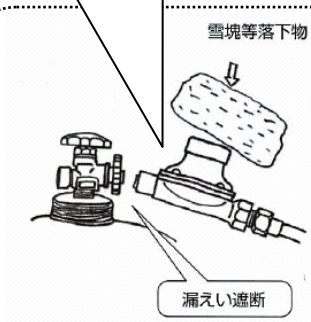

ガス放出防止型高圧ホース等の利用

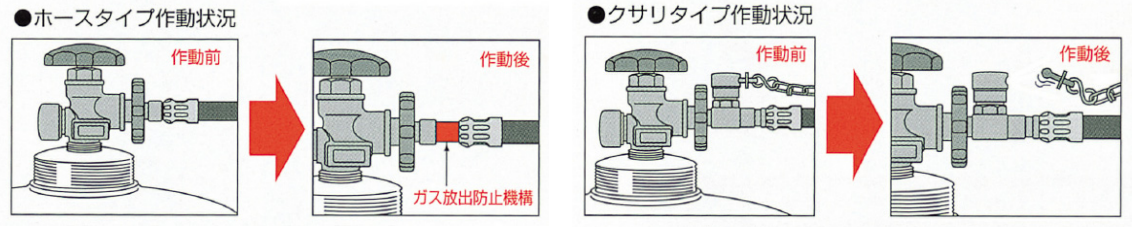

Ⅱ その他の実施項目について

１．期限管理の徹底について

交換期限年数一覧

機器名	交換期限年数
マイコンメータ	７年・１０年
ガス漏れ警報器	５年
調整器	７年・１０年
高圧ホース・低圧ホース	７年・１０年

マイコンメータ（７年・１０年）、ガス漏れ警報器（５年）、調整器（７年・１０年）、高圧・低圧ホース（７年・１０年）については、期限内に確実に交換するよう推進する。

また、上記期限内でも設置環境等により改善が必要な場合は交換すること。

＊　ＬＰガス料金に上記機器代が算入されている場合は、確実に交換すること。

（１）マイコンメータ

①　交換期限の見方

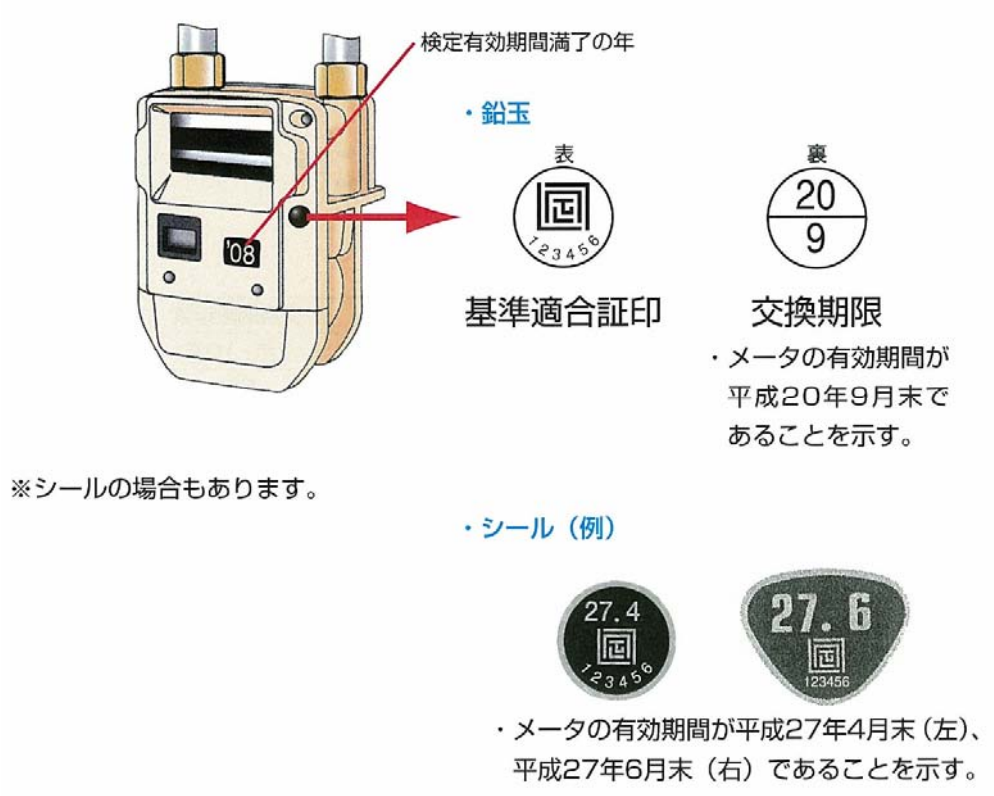

※平成１７年４月生産分から検定有効期間満了ステッカーが以下のとおり変更となっています。

1)西暦年号で４桁表示とする。

2)新たに月を表示する。

3)「有効期間満了の年」を「法定交換の年月」とする。

従　来	平成17年4月より

②　マイコンメータの有効期間について

有効期限は以下のとおり計量法で定められています。

計量法　第７２条　検定証印

検定に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、検定証印を付する。

２　構造、使用条件、使用状況等からみて、検定について有効期間を定めることが適当であると認められるものとして政令で定める特定計量器の検定証印の有効期間は、その政令で定める期間とし、その満了の年月を検定証印に表示するものとする。

施行令　第１８条　（検定証印等の有効期間のある特定計量器）

法第７２条第２項の政令で定める特定計量器は別表第３の上欄に掲げるものとし、同項の政令で定める期間は同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第３

特定計量器	有効期間
一　積算体積計 ホ　ガスメータ （１）計ることができるガスの総発熱量が１立方メートルにつき９０メガジュール未満であって、使用最大流量が１６立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）	１０年
（２）計ることができるガスの総発熱量が１立方メートルにつき９０メガジュール以上であって、使用最大流量が６立方メートル毎時以下のもの（前金装置を有するものを除く。）	１０年
（３）　（１）又は（２）に掲げるもの以外のもの	７年

（２）ガス漏れ警報器等

①　交換期限の見方

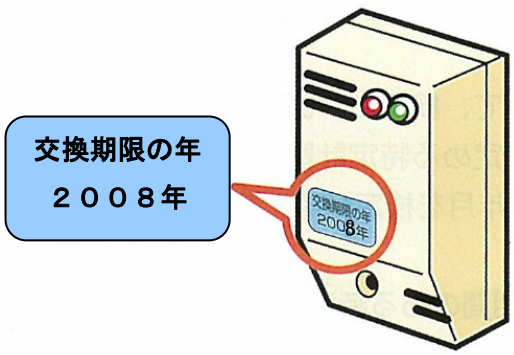

・この表示ラベルのものは、２００８年に期限が切れることを示す

②　ガス漏れ警報器の交換期限について

平成４年、高圧ガス保安協会が設置した「液化ガス用ガス漏れ警報器設置促進委員会及び同技術問題小委員会」は、一般のお客様が使用しているガス漏れ警報器を回収して実験・解析した結果、警報濃度経年変化は６年以降になるとバラツキが認められ信頼性が低下するが、５年以内のものは充分その機能が維持されること、又電気回路等その他の実験項目も５年以内であれば充分信頼に耐えるものであること等の結論を得た。この結果を踏まえて、ガス警報器工業会は、平成４年７月以降に設置したガス漏れ警報器から交換期限を「５年」と設定した。

以上のことから、５年を過ぎたガス警報器はガス漏れを検知しないおそれがあるので期限内に交換する必要がある。

また、これらを根拠に認定販売事業者の基準と機器メーカーの保険期間も同様となっている。

お客様への指導事項

安全のための注意点

ガス漏れ警報器が設置されていても、電源が抜かれていては作動しないため、確認するよう啓発する。

＊　ＬＰガス料金にガス漏れ警報器代が算入されている場合は、確実に交換すること。

例えば、ガス漏れ警報器を５年交換を根拠として、毎月のリース料や基本料金を設定している場合は、その交換期限内に交換する必要がある。

③　火災警報器付き複合型等の設置・交換について

住宅火災による死者が年々増加していることから、平成１６年に一般住宅にも火災警報器の設置を義務付ける消防法の改正が行われました。

改正の主な内容は、平成１８年６月１日より、新築、増改築の住宅の寝室、階段等に火災警報器を設置することとなった。

また、既存住宅については、各地方公共団体の条例に委ねることとなっているが、概ね２年後の平成２０年６月頃に適用される予定とのことである。

この法律に先駆け、現在、ＬＰガスのガス漏れ警報器メーカー各社は、「火災警報器付き複合型（火災警報器＋ガス漏れ警報器＋一酸化炭素（ＣＯ）警報器）」を発売しているので、今後、ガス漏れ警報器の交換及び設置する際は、この火災警報器付き複合型の設置の推進に努める。

・火災警報器付き複合型
（火災警報器＋ガス漏れ警報器＋一酸化炭素（ＣＯ）警報器）

（３）調整器

①　交換期限の見方

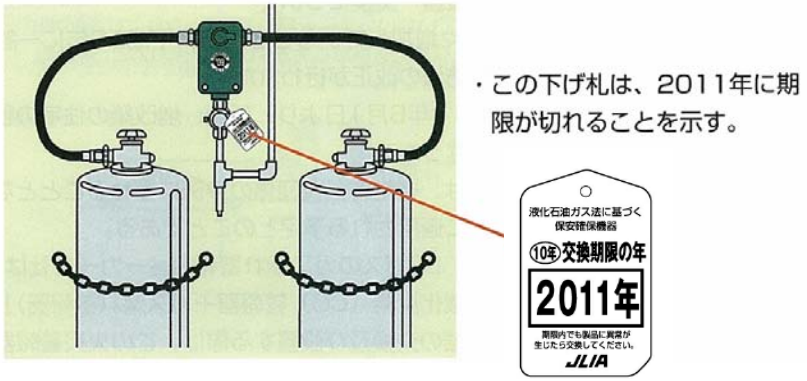

・　調整器には下げ札又はシールが付いている。

・　自動切替調整器と高圧ホースのセット品は原則として自動切替調整器のみに下げ札又はシールが付いている。

・　製品本体にシールや下げ札（タッグ）が貼付されていないものは製造年月で確認するか、メーカーに確認すること。

・　下げ札やシールが貼付されていないものは、期限切れの確率が高いので交換することが望ましい。

・　下げ札は平成１４年１月製造分よりシールに変更（下げ札は中止）となった。下のシールは、２０１２年に期限が切れることを示す。

・　平成１８年１月製造分よりシールは西暦下２ケタから４ケタに変更された。

②　調整器の交換期限について

７年型の調整器の根拠

通商産業省（現経済産業省）からの委託を受けて、高圧ガス保安協会は液化石油ガス供給機器経年変化研究を昭和６１年から平成３年の５ケ年計画で実施し、使用年数５～６年を経過したものから調整圧力、閉塞圧力等の不具合が発生し易

くなることを報告した。

この研究成果を踏まえて、技術開発の実施に伴い、（社）日本エルピーガス供給機器工業会は、平成３年４月製造分より交換期限を「７年」に設定した。

１０年型の調整器の根拠

上記と同様に（社）日本エルピーガス供給機器工業会において、１０年間の使用に耐えられる技術基準を設定するため、実験を重ね、現行基準（７年型）へ上乗せ又は新規追加した高性能技術基準を策定し、平成７年１２月製造分より交換期限を「１０年」に設定した。

以上のことから、７年・１０年を過ぎた調整器は調整圧力不良等が発生する恐れがあるため期限内に交換する必要がある。

また、これらを根拠に認定販売事業者の基準と機器メーカーの保険期間も同様となっている。

＊　ＬＰガス料金に調整器代が算入されている場合は、確実に交換すること。

例えば、調整器を７年又は１０年交換を根拠として、毎月の基本料金に調整器代を算入している場合は、その交換期限内に交換する必要がある。

（４）高圧・低圧ホース

①　交換期限の見方

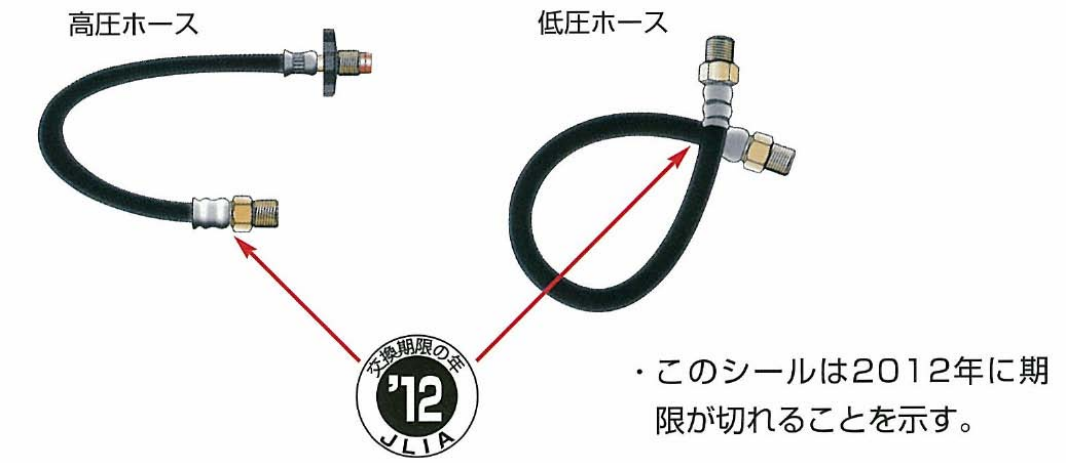

・　高圧・低圧ホースにはシール又は下げ札が付いている。

・　自動切替調整器と高圧ホースのセット品は原則として自動切替調整器のみに下げ札又はシールが付いている。

・　製品本体にシールや下げ札（タッグ）が貼付されていないものは製造年月で確認するか、メーカーに確認すること。

・　下げ札やシールが貼付されていないものは、期限切れの確率が高いので交換することが望ましい。

・　下げ札は平成１４年１月製造分よりシールに変更（下げ札は中止）となった。

・　平成１８年１月製造分よりシールは西暦下２ケタから４ケタに変更された。

②　高圧・低圧ホースの交換期限について

７年型の高圧・低圧ホースの根拠

通商産業省（現経済産業省）から委託を受け、高圧ガス保安協会は、液化石油ガス供給機器経年変化研究を昭和６１年から平成３年の５ケ年計画で実施した。

また、調整器の劣化対策としてドレン成分を分析した結果、ドレンは高圧ホースから発生することが判明したため、ホースの内面をライニング加工する等など改善のための開発を行い、十分性能を満足することが確認された。

この研究成果を踏まえて、（社）日本エルピーガス供給機器工業会は平成４年５

月製造分より高圧ホースの交換期限を「７年」に、平成５年４月製造分より低圧ホースの交換期限を「７年」に設定した。

１０年型の高圧・低圧ホースの根拠

１０年間の使用に耐えられる技術基準を設定するために、実験を重ね現行基準（７年型）へ上乗せ又は新規追加し、平成７年１２月製造分より交換期限を「１０年」に設定した。

以上のことから、７年・１０年を過ぎた高圧・低圧ホースは劣化によりガス漏れ等が発生する恐れがあるため期限内に交換する必要がある。

また、これらを根拠に認定販売事業者の基準と機器メーカーの保険期間も同様となっている。

＊　ＬＰガス料金に高圧･低圧ホース代が算入されている場合は､確実に交換すること。

例えば、高圧・低圧ホースを７年又は１０年交換を根拠として、毎月の基本料金に高圧・低圧ホース代を算入している場合は、その交換期限内に交換する必要がある。

＊　地震対策強化地域においては、地震等の災害時にＬＰガス容器が転倒するなどした時に、火災等二次災害の発生を防止するガス放出防止型高圧ホース又は、ガス放出防止器を推進する。

●ガス放出防止型高圧ホース

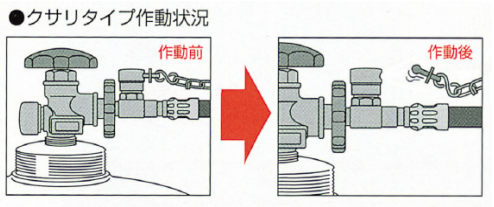

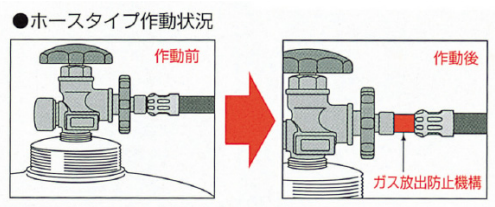

●ガス放出防止器

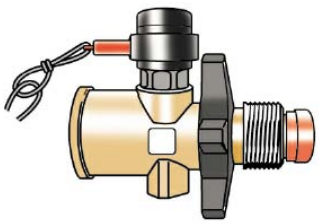

（張力式）

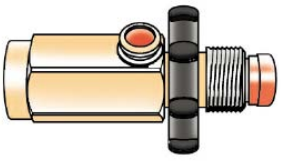

（過流式）

２．安全装置付きガスコンロの設置・交換

毎年、ガスコンロによる火災が約６，０００件弱発生していることから、ガス業界挙げて「過熱防止装置付きガスコンロ」の普及を促進し、ガス使用時における火災事故の防止の徹底に努めることとする。

（１）過熱防止装置付きコンロへの交換促進

油火災を防止するために、全てのバーナに調理油過熱防止装置が付いているコンロの設置を推進する。

・過熱防止装置付きコンロ

「過熱防止装置付きコンロ」は鍋底の温度が２５０℃になると自動的に消火して油が過熱して発火することを防止できる。

お客様への指導事項

安全のための注意点

過熱防止装置が付いているバーナ側で調理するように啓発する。

（２）立消え安全装置付きコンロへの交換促進

立消え、点火ミスなどによる事故が多いことから、「立消え安全装置付きコンロ」（全てのバーナに付いたもの）への取替えを推進する。

立消え安全装置付きコンロ

「立消え安全装置付きコンロ」は、点火ミスや吹きこぼれなどで火が消えると、ガスを自動的に遮断し、漏えい事故などを防止できる。

お客様への指導事項

安全のための注意点

立消え安全装置が付いていても炎検知器（センサー）が汚れていては正しく働かないため、定期的に掃除をしてもらうよう啓発する。

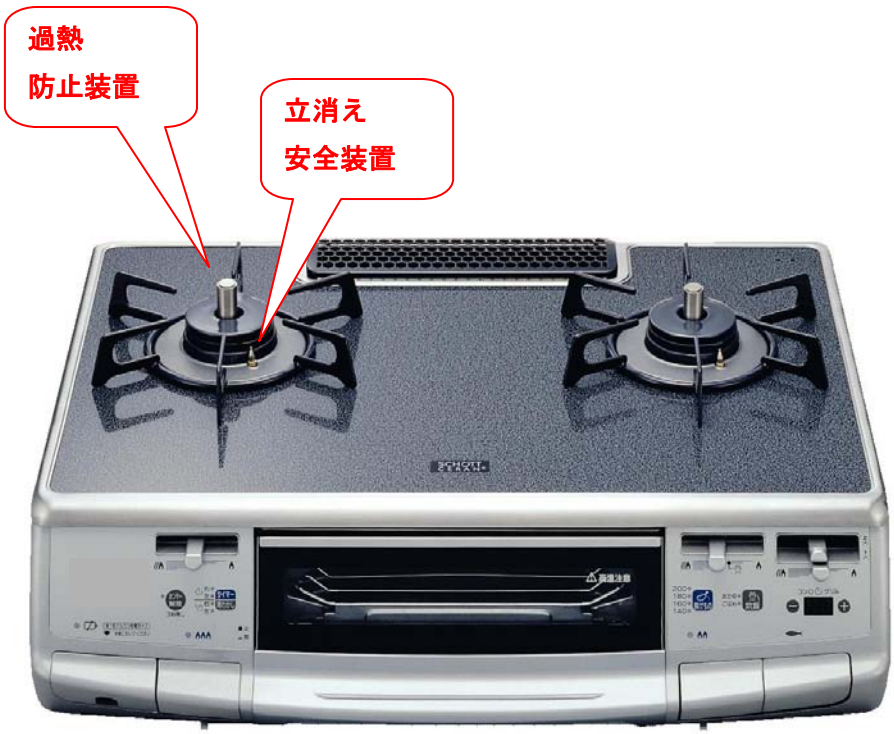

（３）その他の安全装置・機能

その他の安全装置並びに機能として以下のものがある。

ⅰ）空だき防止機能

「焼きものモード」で鍋底の温度が３００℃になると自動的に消火する。

ⅱ）消し忘れ防止機能

・コンロ消し忘れタイマー

約１～２時間で自動消火し、万一の消し忘れに対処する。

・グリル消し忘れタイマー

両面焼きの場合約１５分、片面焼きの場合約２０～３０分で自動消火し、万一の消し忘れに対処する。

ⅲ）焦げつき消火機能

調理が焦げつきはじめると自動的に消火する。

ⅳ）チャイルドロック機能

点火ロック機能で、お子様のいたずらによる点火を防ぐ。

お客様への指導事項

安全のための注意点

１）～３）のコンロを設置した場合でも、ガスを使用する時は、火の側から離れないように啓発及び喚起を行う

３．埋設管点検

重大事故につながりやすい埋設管事故の対策として、腐食測定の未実施施設がある場合には腐食測定器による測定又は漏えい検知装置の設置を行い、異常があるものは、腐食しにくい管へ速やかに改善を行う等の措置を行う。

４．安全機器等の設置・交換

マイコンメータ、ヒューズガス栓、ガス漏れ警報器、ガス漏れ警報遮断装置、対震自動ガス遮断装置、ガス放出防止器、クイックカップリング接続機器などの安全機器は、事故防止効果が高いため、引き続き設置を推進する。

（１）ガス器具との接続方法の例

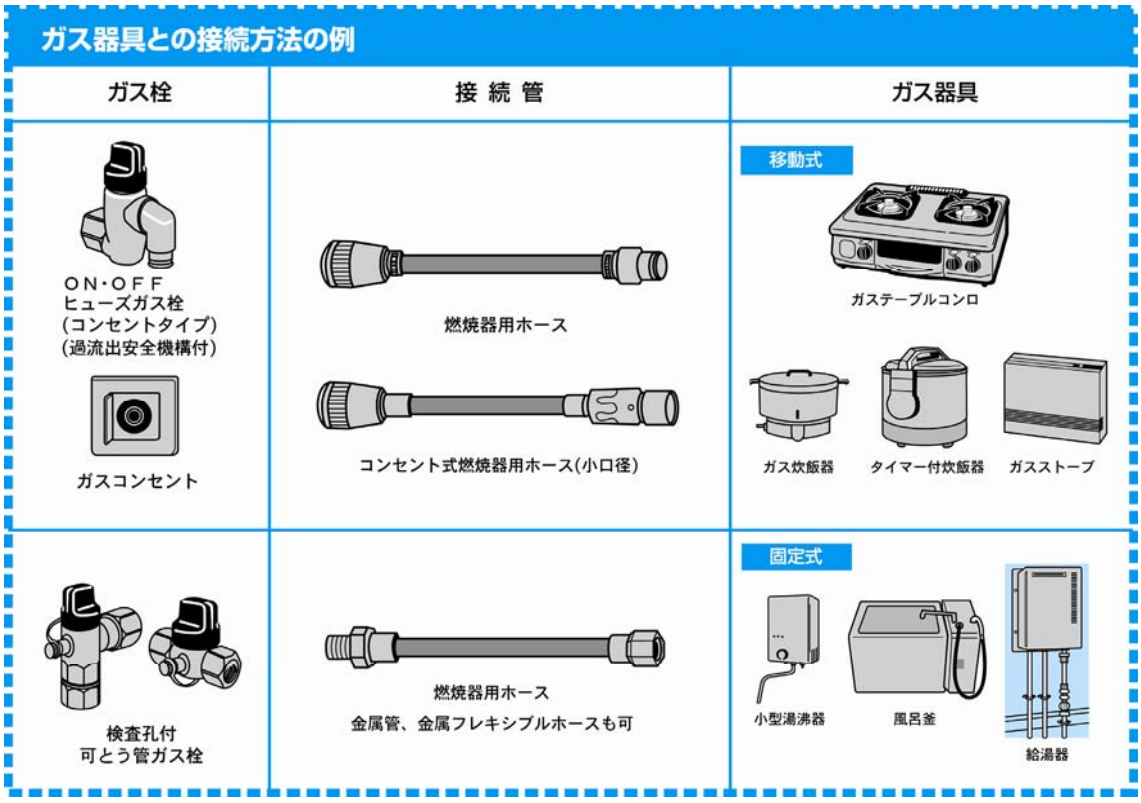

注意！　コンセントタイプのガス栓とオレンジゴム管は口径が異なるので、絶対に接続しないこと

・ＯＮ・ＯＦＦヒューズガス栓と迅速継手付燃焼器用ホース

ＯＮ・ＯＦＦヒューズガス栓は、半開ではガスが流れない構造のガス栓をいう。また、迅速継手付燃焼器用ホースは、ガス栓やガス器具とワンタッチで確実に接続ができる燃焼器用ホースを指す。

（２）未使用末端ガス栓の閉栓措置

消費者の誤開放防止対策の例として、ヒューズガス栓（ホースエンドタイプ）に、閉栓カバーの設置を行う方法がある。

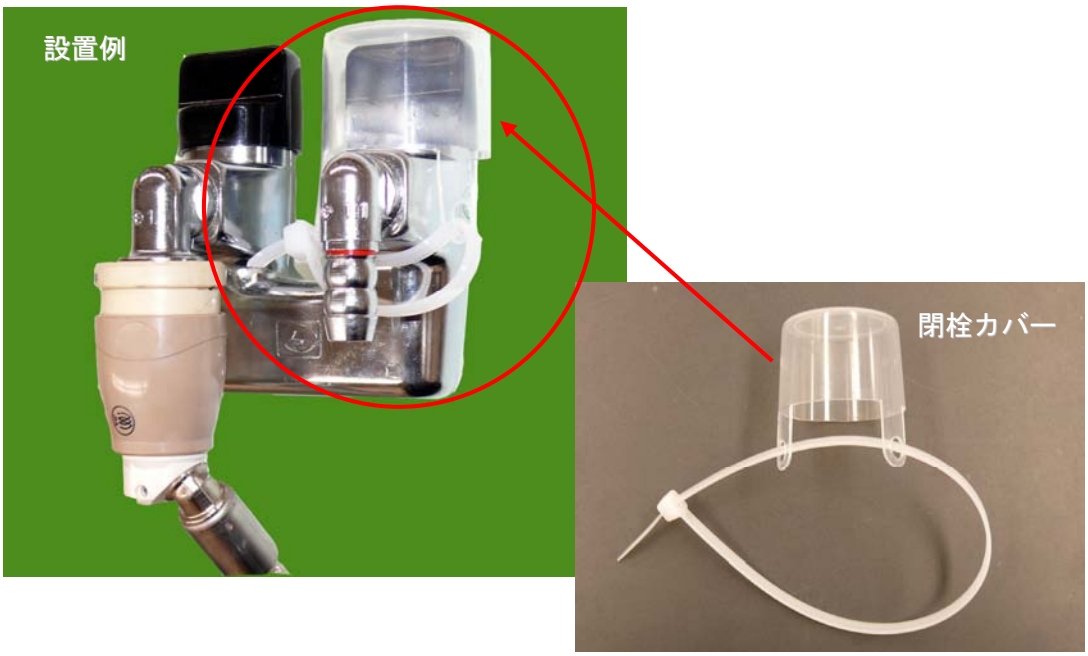

（３）ねじガス栓（中間ガス栓）の封印措置

ねじガス栓に接続した配管先に未接続部がある場合、消費者がねじガス栓を開け事故になるケースがある。こうした誤開放を防止するため、未使用のねじガス栓は封印措置を行い、金属製の止め栓をつけること。

ねじガス栓の閉栓例

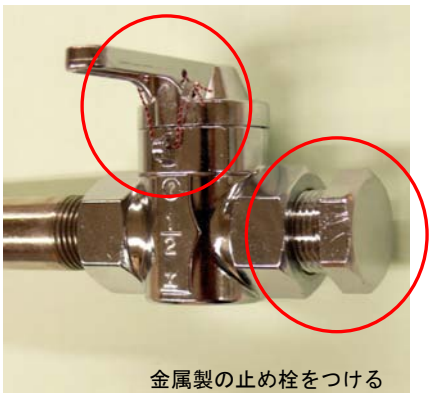

（４）クイックカップリング接続機器

クイックカップリング接続機器は、操作性や安全性に優れており、近年増加傾向にある質量販売における事故（容器バルブの不完全閉止、閉め忘れ、調整器の接続不良、高圧ホースの接続不良、ＬＰガス容器の未接続による事故）の防止対策に役立つとともに、容器交換作業も簡単で配送効率を向上させることができる。

①　クイックカップリング接続機器の接続と用途例

クイックカップリング接続は、専用の容器バルブと圧力調整器または高圧ホースで行う。50kg 容器にも使用可能で集合装置などで利用すると、配送の合理化が図れる。また、クイックカップリング接続機器を用いた質量販売は、一般消費者による接続や 10kg 容器までの室内使用が許可されており、自治体などにおける災害時の緊急用備品として、これまで以上の普及が望まれている。

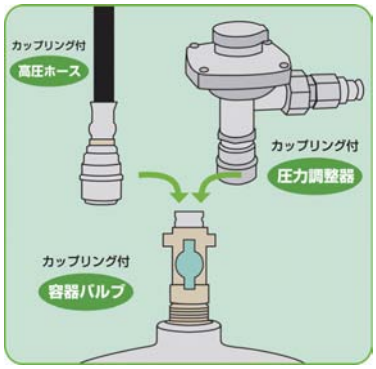

（高圧ホースによる接続例）

50kg 容器による集合設備での供給

（圧力調整器による接続例）

自治体の災害対策用備品

オール電化住宅へのガス

※このほか、ガス栓のない部屋の暖房やベランダへの衣類乾燥機設置など様々な用途に対応

②　質量販売等の規制緩和

クイックカップリング接続機器を使用した場合は、下表のとおり、質量販売の範囲、配管接続義務及び屋内持込の範囲が１０ｋｇまで認められている。

規制緩和後の配管接続義務、質量販売及び屋内持込等の関係

使用形態	容器容量	カップリング器具なし 接続義務	質量販売	屋内持込		カップリング器具あり 接続義務	質量販売	屋内持込	＊規制緩和の概要
		有無	有無	有無		有無	有無	有無	・配管接続義務免除 ・質量販売の範囲拡大 ・屋内持込の範囲拡大
屋外移動以外	８ℓ（２kg）以下	なし ※容器に調整器を接続して販売する場合に限る	可能	可能	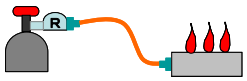	なし	可能	可能	
	８ℓ（２kg）を超え　20ℓ（８kg）以下	あり	可能	可能	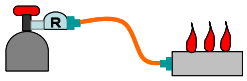	なし	可能	可能	
	20ℓ（８kg）を超え　25ℓ（10kg）以下	あり	不可	不可 ＊さらに火気との距離２ｍ超必要	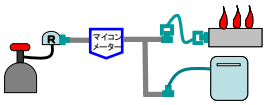 ※ガスメーターによる体積販売	なし	可能	可能	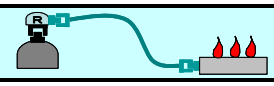
								不可 ＊さらに火気との距離２ｍ超必要	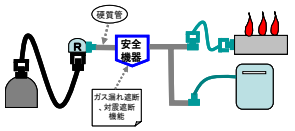 ※硬質管に接続する場合はガス漏れ遮断、対震遮断機能を有する機器の設置義務有り
屋外移動	―	なし	可能	―	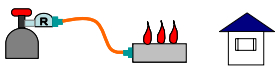	なし	可能	―	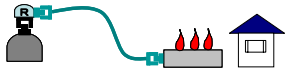

凡例：カップリング　迅速継手　カップリング付高圧ホース　カップリング付調整器　規制緩和部分

＊１　残ガスの引き取り（液石法規則第１６条第１５号）については従来通り。（質量販売の場合例外なく適用される。）
＊２　高圧ガス保安法の、車両に掲載して移動する場合の基準は従来通り。
（内容積20ℓ超で合計40ℓ超の場合は警戒標の掲示や工具等の携行などが必要）
＊３　計量法の、法定計量に関する基準は従来通り。
（10ｋｇ以下の液化石油ガスを法定計量単位のキログラムで販売する場合は、計量法の量目公差を超えないように計量することが必要。）

（５）未使用高圧ホースの止め栓措置

集合装置に接続している高圧ホースで、容器と接続していないものは、そのままにしておくとガス漏れのおそれがある。

その対策として、ホースの先端に写真のような「止め栓」を接続し、ガス漏れを未然に防ぐ方法がある。

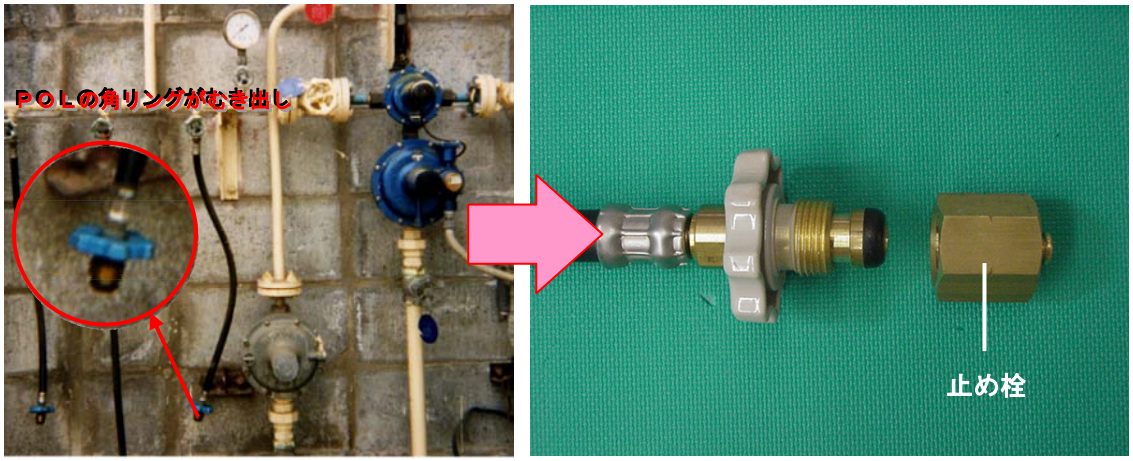

（６）ＤＡアダプターの取扱いについて

ＳＢ型マイコンメータは、ガス漏れ警報器と接続しなければ正常に使用することができない構造となっているため、ガス漏れ警報器と接続して使用すること。ただし、業務用施設で屋内にガス栓・燃焼器がなく、屋内ガス漏えいがあり得ない場合に限って、取扱説明書に基づき、ガス漏れ警報器の代替として、ＤＡアダプターを使用することができる。

５．法令遵守と老朽化設備・機器の一掃

（１）法令遵守

本年、高圧ガス保安法液石則、液化石油ガス法施行規則を始めとした法令改正が行われたことから、改正点を踏まえ法令を遵守する必要がある（主な改正点については巻末にⅣ資料編の４．として掲載）。

（２）老朽化設備の一掃

燃焼機器、ガス漏れ警報器、調整器、高圧・低圧ホース等の老朽化に係る事故を減少させるため、定期点検調査時のほか、容器交換時、検針時に設備の期限切れや老朽化を確認し、「老朽化設備の一掃」を推進することとする。

なお、不完全燃焼防止装置付きの燃焼器具であっても、ＣＯ中毒事故発生した事例があるため、点検等により老朽化が認められた場合は早急な交換を推進する。

６．一般消費者等への周知・啓発活動

お客様のミスや換気不良等のお客様に認識があれば防止できたと思われる事故が依然として多いため、安全装置付き燃焼器具の購入と有資格者による設置、正しい使用方法、保安責任区分も含めた広報活動など、更なる周知･啓発活動を行う。

なお、業務用設備関係の事故が近年増加傾向にある。業務用事故はひとたび発生するとお客様や従業員等に被害を与える可能性が高いため、保安向上に細心の注意を払う必要がある。

・業務用設備の事故事例と対策例

事故例	対策例	お客様への指導事項
燃焼機器の器具栓の閉め忘れや不完全閉止による事故	・ 安全装置付燃焼機器（立ち消え安全装置付）を設置する。	・ 点火を目視で確認する。 ・ 器具栓を閉めたことを目視で確認する。
未接続ガス栓の誤開放による事故	・ 燃焼機器は、ロック機構付の可とう管ガス栓（フレキガス栓）と燃焼器用ホース、又は金属フレキシブルホースを用いてねじ接続する。 ・ 未接続の可とう管ガス栓には金属製の栓をねじにより接続する。 ・ 移動式燃焼機器は、つまみが半開ではガスが流れない構造を有しているＯＮ・ＯＦＦヒューズガス栓（またはガスコンセント）と迅速継手タイプの燃焼器用ホースを用いて接続する。	・ 清掃や点検等の終了後､ガス栓と燃焼機器の接続が正しく接続されているか目視で確認する。 万一、ゴム管が使用されている場合には、以下を目視で確認する。 ・ ゴム管がガス栓･器具栓の赤い線まで差し込まれているか確認する。 ・ ゴム管がホースバンドによりしっかり止まっているか確認する。 ・ ゴム管に焼けこげやヒビ割れがないか確認する。
ゴム管の損傷や接続不良による事故		
一酸化炭素（ＣＯ）中毒による事故	・ＣＯ警報器を設置する。	・ 給気口が塞がれてないか確認する。 ・ 換気扇が回っているか確認する。

１）ＳＢ型マイコンメータやガス漏れ警報器等の安全機器を設置する。

２）お客様への指導事項として、「指差し確認」を励行するよう周知する。

７．販売事業者等のミスによる事故防止

販売事業者のミスによる事故が近年増加傾向にあることから、容器配送時の不注意、ホースの接続不良、工事ミスなどの販売事業者・工事事業者（他工事含む）の責任によるガス事故等を防止するため、自社内及び委託先の事故防止体制整備、保安教育テーマの作成、年間スケジュール化等の保安教育の徹底など、あらゆる機会をとらえて、従業員の保安意識の向上に努める。

８．その他の事故防止

（１）バルク事故防止対策

バルク貯槽に関わる事故は近年増加傾向にある。バルク事故はひとたび発生すると被害が甚大であることから、維持管理時、充てん時、設計時、施工時の各段階で充分な事故対策を講じる必要がある。

必 携 **重要なお知らせ**

平成 19 年 2 月
日本ＬＰガス団体協議会
保　安　委　員　会

現在設置されているバルク貯槽用安全弁の交換作業時における留意点について

1. 取り扱いを間違うと事故・災害の原因となる・・・バルク貯槽の安全弁には、次の２種類がありますので熟知のこと。

1) 連　結　弁　方　式：この方式は、安全弁を取り外すと自動的に元弁が閉止する構造となっている。
（1,000 Kg 未満のバルク貯槽に採用）

2) 手動弁（玉形弁・ボール弁）方式：この方式は、手動で元弁を開閉しなければならない構造となっている。
従って、**安全弁を取り外す前に、手動で元弁を閉止してから行うこと。**
（1,000 Kg 以上のバルク貯槽に採用）

※裏面参照

2. 安全弁の交換作業は、緊急事態を想定して・・・二人で作業を行うことが望ましい。

3. 安全弁交換作業の詳細手順及びその留意事項については・・・**「JLPA バルク貯槽用安全弁の検査及び交換要領書」**
平成 18 年 10 月 1 日改正（社）日本エルピーガスプラント協会作成
を参考にすること。

4. 販売事業者は、安全弁交換作業を行う場合は・・・管理及び確認を行う必要がある。
管理者は、この必携を必ず『交換作業者』に説明し、事故再発防止の注意を促すこと。

1) 連結弁方式の場合

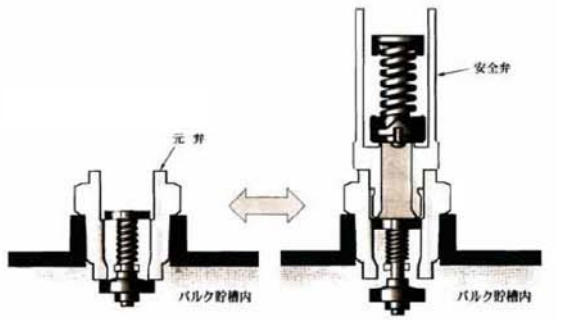

図 1 元弁が閉じた状態
（安全弁を取り外した時）

図 2 本弁が開いた状態
（安全弁を取り付けた時）

2) 手動弁（玉形弁・ボール弁）方式の場合

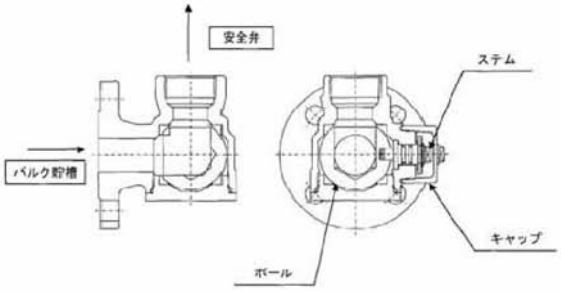

図 3 安全弁元弁（ボール弁）の構造

手動弁方式の場合の安全弁取外し作業

作業 1.安全弁元弁のキャップを外す

① キャップ頭部にあるスパナ掛けに平 10 スパナを掛け、反時計回り（左回り）に回し、安全弁元弁のキャップを外す。（図 4）

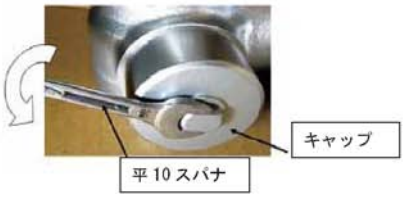

図 4 安全弁元弁のキャップ取外し作業

作業 2.安全弁元弁を閉める

② 平 10 スパナをステムに掛け、「しまる」と表示のある方向（時計回り）にステムを回転させ、安全弁元弁を「開」から「閉」にする。（図 5）

図 5 安全弁の「開」から「閉」作業

注）「ＪＬＰＡバルク貯槽用安全弁の検査及び交換要領書・高圧ガス保安協会推薦　平成 18 年 10 月 1 日改正　社団法人 日本エルピーガスプラント協会技術委員会審議」より抜粋

必　携　重要なお知らせ（第２報）

平成 19 年 5 月
日本ＬＰガス団体協議会
保　安　委　員　会

９５０Ｋｇ　ＬＰガスバルク貯槽（縦型）に取付けられている「バルク供給用カップリング（おす）」の先端部よりのガス漏れ発生事故やトラブルを未然に防止するためには、どうすればよいの・・・・

1. 不具合の内容

この事故は、平成 19 年 3 月 2 日に約 5 年間使用されていたバルク貯槽の充てん側カップリング（おす）本体にキャップが装着されていたにもかかわらず、漏えいが停止しなかった。

なお、ローリ車からのＬＰＧ受け口である充てん側カップリング（おす）の接続部及び接続シール部は、外部にさらされており、弁部へのスケール等、異物の侵入により漏えいが想定されることから二重の安全確保の目的で気密性能を有したキャップが附属されている。

2. 調査結果

充てん側カップリング（おす）本体には、ローリ車用カップリング（めす）との脱着時に発生したと思われる傷が多数発見されている。
従って、次の、①、②及び③の部品交換が適切に実施されておれば、キャップのＯ-リングが正常に機能しており漏えいが防げた。

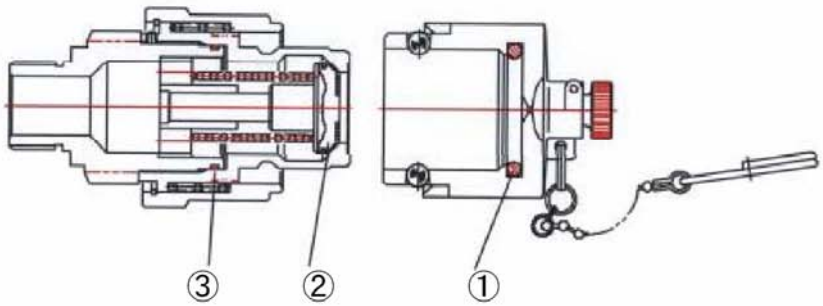

3. 処置対策

1）素材や形状をもとに部品の寿命を知りこまめな点検と法定点検時に合わせて**部品の早めの交換（2.5 年）**が事故を避ける秘訣である。 注 1.
2）**充てんカップリング本体の交換も 5 年から 10 年を目安**に実施するのが望ましい。（使用頻度により異なるが。） 注 2.
注 1.（社）日本エルピーガスプラント協会発行の「JLPA 217-2 ｾｰﾌﾃｨｰｶｯﾌﾟﾘﾝｸﾞ 取扱基準」（表 4-1 定期交換部品の使用期間）参照
注 2.（社）日本エルピーガスプラント協会発行の「バルク貯槽及び附属機器の維持管理指針」（表 6-1 附属機器の交換の期間）参照

詳 細 検 討 内 容

1. 現品回収後の調査結果

充てん側のカップリング本体のシート部には、異物が噛み込んでいたと思われる傷が確認できた。さらに、キャップには、その気密性能を保持するためのＯ-リング全体に砂埃が付着していた。

2. 定期部品交換・給油（表 4-1 定期交換部品の使用期間）

セーフティーカップリングは、接続時及び切り離し時の気密保持のため、Ｏ-リング及びパッキンを使用している。このＯ-リング及びパッキンは**消耗部品であるため、使用経過年数で「おす」は 2.5 年、「めす」は 1 年で部品を定期交換**しなくてはならない。また、Ｏ-リング及びパッキンの耐久性向上及び作動性を確保するため、定期部品交換時期に**各メーカ指定の油、グリスを給油**しなければならない。

3. 附属機器の交換（表 6-1 附属機器の交換の時期）

バルク貯槽の附属機器類は、弁内部にＯ-リング等のゴム部品、接続部にノンアスベスト、ゴム等、ねじ接続部には、シールテープ、液体シール剤等が用いられている。

これらの部品は、設置環境、使用状態により異なるが長時間の使用により『劣化』しガス漏れが発生する恐れがあるので「表 6-1」の交換の期間を目安に交換するのが望ましい。

なお、法定点検で異常が発見された場合には、目安の交換の期間にかかわらず、修理、交換等を実施しなければならない。

（２）地震時の事故防止対策

近年、各地で地震が多く発生し、災害時にＬＰガス設備が被害を受けるケースも多くなっている。どのような場合においてもお客様にＬＰガスを安心してお使い頂くためにＬＰガス設備が災害を受けにくくすることと、万が一災害に遭ってもＬＰガスによる二次災害を防止する必要がある。

①地震災害例と対策例

災害例	対策例	
供給管、配管（鋼管）の損傷による事故	① 配管を建物等に固定する ② 供給管、配管を軒下等、落下物を避けられる場所に設置 ③ 配管として配管用フレキ管を利用（消費設備側）	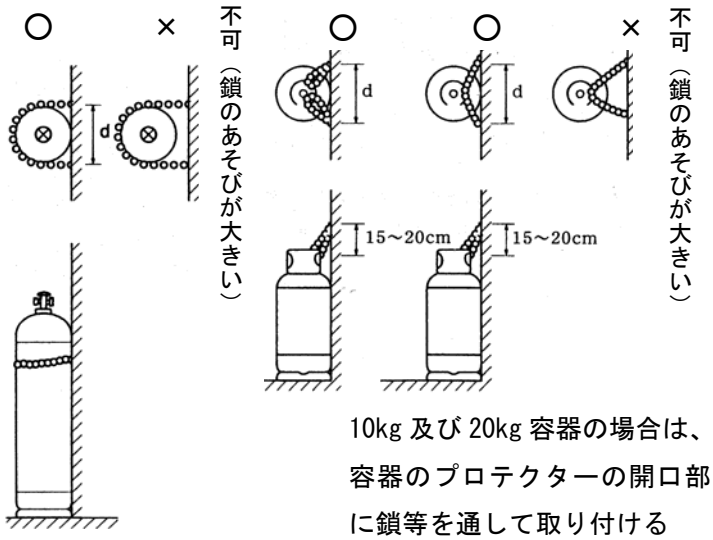 10kg 及び 20kg 容器の場合は、容器のプロテクターの開口部に鎖等を通して取り付ける 50kg 容器の場合は容器の底部より 3/4 程度の高さに鎖を取り付ける
調整器、マイコンメータの損傷による事故	容器、調整器、マイコンメータを独立支柱に固定する	
高圧ホースの金具からの抜けによる事故	① 容器を鎖等で建物等に固定する。 ② 容器、調整器、マイコンメータを独立支柱に固定する	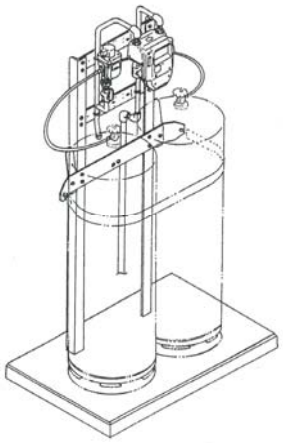 独立支柱
容器バルブの損傷、容器の損傷による事故	① 容器を鎖等で建物等に固定する ② 50kg 容器にはバルブプロテクターをつける	 バルブプロテクター

②地震時の二次災害防止に役立つ安全器具（例）

地震時の二次災害防止に役立つ安全機器としては、マイコンメータのほか、ガス放出防止器（14ページ）、ガス放出防止型高圧ホース（14ページ）、対震自動ガス遮断装置（下記）、折損遮断機能付調整器等がある。また、地震等による容器転倒時のバルブ損傷防止策として、バルブプロテクター（固定キャップ）も販売されている。

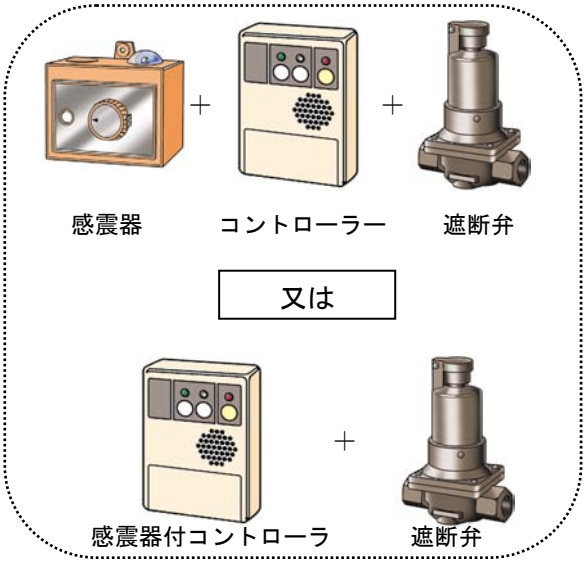

50kg シリンダー用バルブプロテクター

（３）パテによる余ねじの部の保護

海岸等の塩害及び酸性雨が降る恐れのある場合は、腐食によるガス漏れを防止するため、余ねじ部（接続部）を塗装等により保護をする。

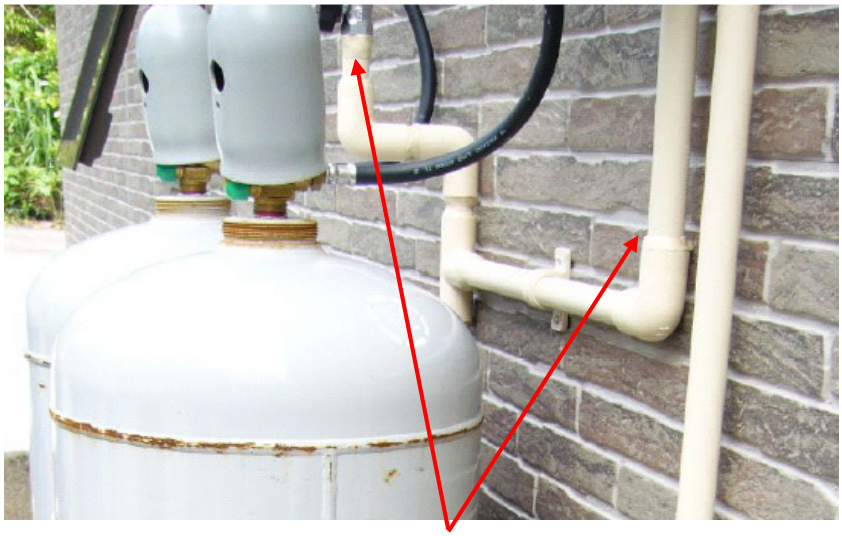

パテによる余ねじ部の保護を施した例

Ⅲ　参　考

１．全国一斉ＬＰガス保安高度化運動の状況調査について

次ページの報告書は、その運動内容の主要部分について、各販売事業者の運動の進展状況などについて、全国的な状況を把握するものとなっています。（なお、報告書の項目については、今後変更される場合もあります。）

ついては、本運動の状況について、平成１９年度は本調査を１回（平成２０年３月末）実施しますので、別添記入例をご参照の上、記入し、都道府県協会へ提出をお願いいたします。

＊　本運動は国民の信頼に応えるために、ＬＰガス業界が一体となって、ＬＰガス事故の撲滅を目指すことを目的に実施しています。

ついては、その実施状況を把握する意味でも本調査は重要な取組みの一つであることから、本調査報告書を提出していただけない販売事業者については、都道府県協会から都道府県へ報告し、提出の推進を図ることとしていますので、是非ご提出くださいますようお願いいたします。

以　上

「全国一斉LPガス保安高度化運動」
平成19年度　燃焼器具交換・埋設管点検、安全機器普及状況等報告書

平成20年3月末現在

（社）日本エルピーガス連合会　調査

Ⅰ　事業所の概要

1. 販売事業所名	担当部署名	
	連絡先（電話番号）	

2. 監督官庁の所管区分(右記のいずれかを「○」で囲んでください。)	経済産業省　・　産業保安監督部　・　都道府県

3. 消費者戸数（キャンプ・屋台等の質量販売、閉栓消費者は除きます。(以下Ⅱ、Ⅲ、Ⅳも同じ)）	A 業務用施設（共同住宅と一般住宅以外）	B 共同住宅(同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	C 一般住宅	D 合計(A+B+C)
	戸	戸	戸	戸

注）例えばメータ1つで業務用と一般用に使用している場合、主たる用途の区分としてください。

Ⅱ　燃焼器具等未交換数（1戸に複数の燃焼器具等がある場合は、その燃焼器具等の数）

① 湯沸器(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)（開放式、CF式、FE式の湯沸器及び給湯器）		台
② 風呂釜(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)（CF式及びFE式風呂釜）		台
③ 排気筒(不具合のものに限る)（FF式及びBF式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒）		台

注）1. ①湯沸器及び②風呂釜において、CF式、FE式の場合は排気筒が材料の不適合など法令等に適合しない場合は未交換とみなします。
2. ③の排気筒（不具合のものに限る）とは材料の不適合など法令等に適合しないものをいいます。
3. ①～③の排気筒について、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合はCO警報器の設置により交換したものとみなします。

Ⅲ　埋設管点検実績

1. 腐食測定の未実施施設数（①幼稚園、保育園、小・中・高等学校 等、②病院、診療所 等、③公会堂、図書館、博物館、美術館 等、④旅館、飲食店 等、⑤共同住宅 等の中で腐食測定を行っていない施設数。）		施設
2. 腐食測定不合格施設のうち未改善施設数		施設

注）1. 施設数は、LPガス貯蔵設備の数とします。
2. 次のものは対象外とします。
①S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるもの。
②壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配管等の腐食を引き起こす可能性のある水、土等と接触していないことが明らかなもの。
③PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。
（詳細については高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル改訂版」を参照してください）

Ⅳ　安全機器普及状況等

	①マイコンメータ等		②ヒューズガス栓等	③ガス漏れ警報器		調整器	
	設置済戸数	うち期限切れ戸数	設置済戸数（Ⅰ3.の消費者戸数のうち設置不要戸数）	設置済戸数（Ⅰ3.の消費者戸数のうち設置不要戸数）	うち製造年から5年を経過した戸数	設置施設数	うち製造年から7年交換のタイプは7年 10年交換のタイプは10年 経過した施設数
A 業務用施設（共同住宅と一般住宅以外）	戸	（　戸）	戸（　戸）	戸（　戸）	（　戸）	施設	（　施設）
B 共同住宅（同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの）	戸	（　戸）	戸（　戸）	戸（　戸）	（　戸）	施設	（　施設）
C 一般住宅	戸	（　戸）	戸（　戸）	戸（　戸）	（　戸）	施設	（　施設）
D 合計(A+B+C)	戸	（　戸）	戸（　戸）	戸（　戸）	（　戸）	施設	（　施設）

注）1. 法令上の設置義務にかかわらず、各項目の安全機器の設置戸数を記入してください。（例えば一般住宅でも警報器を設置していれば「設置済」となります。義務施設かどうかは関係ありません。）
2. 「ヒューズガス栓等」及び「ガス漏れ警報器」の項目で、屋内に燃焼器がない場合は、その戸数を設置不要戸数として（　戸）に記入してください。
3. 屋内に燃焼器がある場合で、「ヒューズガス栓等」の項目について、末端ガス栓と燃焼器が法令に基づきネジ接続又は迅速継手により接続されている場合は設置済としてください。なお、安全装置のないガス栓が1つでもある場合は未設置戸数となります。
4. 1つの消費者に複数のマイコンメータ等、ヒューズガス栓又は警報器を設置していても「1戸」としてください。（例えば、1つの消費者にヒューズガス栓が5つ及び警報器が2つ設置されていても「1戸」となります。）
5. マイコンメータⅡ等の感震遮断装置のないガスメータが設置されている場合は、対震自動ガス遮断器との組み合わせであれば「設置済」となります。また、対震自動ガス遮断器とガス漏れ警報器連動遮断装置との組み合わせでも「設置済」となります。
6. 調整器については施設数で記入してください。例えば、共同住宅で1つの施設に調整器を設置し、そこから複数の消費者に供給している場合は1施設となります。
7. 不明な点がございましたら都道府県LPガス協会までお願いいたします。

「全国一斉LPガス保安高度化運動」
平成19年度　燃焼器具交換・埋設管点検、安全機器普及状況等報告書記入例

平成20年3月末現在
（社）日本エルピーガス連合会　調査

販売事業者名でなく、販売事業所名を記入します。

Ⅰ　事業所の概要

1. 販売事業所名	○○ガス株式会社　○○支店	担当部署名	○○部　○○課
		連絡先（電話番号）	○○○－○○○－○○○○
2. 監督官庁の所管区分(右記のいずれかを「○」で囲んでください。)		〈経済産業省〉・産業保安監督部・〈都道府県〉	

3. 消費者戸数（キャンプ・屋台等の質量販売、閉栓消費者は除きます。(以下Ⅱ、Ⅲ、Ⅳも同じ)）	A 業務用施設（共同住宅と一般住宅以外）	B 共同住宅（同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの）	C 一般住宅	D 合計(A+B+C)
	30 戸	100 戸	400 戸	530 戸

注）例えばメータ1つで業務用と一般用に使用している場合、主たる用途の区分としてください。

キャンプ・屋台等の質量販売、閉栓消費者を除いた消費者戸数を記入します。

Ⅱ　燃焼器具等未交換数（1戸に複数の燃焼器具がある場合は、その燃焼器具の数）

① 湯沸器(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)（開放式、CF式、FE式の湯沸器及び給湯器）	0 台
② 風呂釜(不完全燃焼防止装置の付いていないもの)	0 台
③ 排気筒(不具合のものに限る)（FF式及びFE式の湯沸器、給湯器、風呂釜の排気筒）	0 台

燃焼器具」の項目は未交換の器具数を記入します。

注）1. ①湯沸器及び②風呂釜において、CF式、FE式の場合は排気筒が材料の不適合など法令等に適合しない場合は未交換とみなします。
2. ③の排気筒(不具合のものに限る)とは材料の不適合など法令等に適合しないものをいいます。
3. ①～③の排気筒について、構造的に排気筒の取替えが不可能な場合は○○警報器の設置により交換したものとみなします。

Ⅲ　埋設管点検実績

1. 腐食測定の未実施施設数（①幼稚園、保育園、小・中・高等学校 等、②病院、診療所 等、③公会堂、図書館、博物館、美術館 等、④旅館、飲食店 等、⑤共同住宅 等の中で腐食測定を行っていない施設数。）	0 施設
2. 腐食測定不合格施設のうち未改善施設数	0 施設

戸数でなく施設数により記入します。

注）1. 施設数は、LPガス貯蔵設備の数とします。
2. 次のものは対象外とします。
①S型マイコンメーター、漏い検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの配管及び配管からの漏えいが確認できるもの。
②壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配管等の腐食を引き起こす可能性のある水、土等と接触していないことが明らかなもの。
③PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。
（詳細については高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル（改訂版）」を参照してください）

Ⅳ　安全機器普及状況等

	①マイコンメータ等 設置済戸数	うち期限切れ戸数	②ヒューズガス栓等 設置済戸数（Ⅰ.3.の消費者戸数のうち設置不要戸数）	③ガス漏れ警報器 設置済戸数（Ⅰ.3.の消費者戸数のうち設置不要戸数）	うち製造年から5年を経過した戸数	調整器 設置施設数	うち製造年から7年交換のタイプは7年、10年交換のタイプは10年経過した施設数
A 業務用施設(共同住宅と一般住宅以外)	30 戸	（0 戸）	29 戸 （1 戸）	29 戸 （1 戸）	（0 戸）	20 施設	（0 施設）
B 共同住宅(同一建築物内に3世帯以上入居する構造のもの)	100 戸	（0 戸）	95 戸 （5 戸）	95 戸 （5 戸）	（0 戸）	30 施設	（0 施設）
C 一般住宅	400 戸	（0 戸）	390 戸 （10 戸）	390 戸 （10 戸）	（0 戸）	350 施設	（0 施設）
D 合計(A+B+C)	530 戸	（0 戸）	514 戸 （16 戸）	514 戸 （16 戸）	（0 戸）	400 施設	（0 施設）

戸数でなく施設数により記入します。

注）1. 法令上の設置義務にかかわらず、各項目の安全機器の設置戸数を記入してください。（例えば一般住宅でも警報器を設置していれば「設置済」となります。義務施設かどうかは関係ありません。）
2. 「ヒューズガス栓等」及び「ガス漏れ警報器」の項目で、屋内に燃焼器がない場合は、その戸数を設置不要戸数として（ 戸）に記入してください。
3. 屋内に燃焼器がある場合で、「ヒューズガス栓等」の項目について、末端ガス栓と燃焼器が法令に基づきネジ接続又は迅速継手により接続されている場合は設置済としてください。なお、安全装置のないガス栓が1つでもある場合は未設置戸数となります。
4. 1つの消費者に複数のマイコンメータ、ヒューズガス栓又は警報器を設置していても「1戸」としてください。（例えば、1つの消費者にヒューズガス栓2つ及び警報器が2つ設置されていても「1戸」となります。）
5. マイコンメータⅡ等の感震遮断装置のないガスメータが設置されている場合は、対震自動ガス遮断器との組み合わせであれば「設置済」となります。また、対震自動ガス遮断器とガス漏れ警報器連動遮断装置との組み合わせでも「設置済」となります。
6. 調整器については施設数で記入してください。例えば、共同住宅で1つの施設に調整器を設置し、そこから複数の消費者に供給している場合は1施設となります。
7. 不明な点がございましたら都道府県LPガス協会までお願いいたします。

安全機器を100%設置していれば設置済戸数は消費者戸数と同数となります。

注4により設置済戸数と設置不要戸数の合計が消費者戸数を超えることはありません。安全機器を100%設置していれば設置済戸数と設置不要戸数の合計は消費者戸数と同数となります。

屋内に燃焼器がなく、ヒューズガス栓等及びガス漏れ警報器の設置を必要としない場合は、その戸数を記入します。

２.保安貢献者表彰制度について

平成１６年度から経済産業省、ＬＰガス安全委員会等において、現在のＬＰガスの保安水準を維持・向上するための一方策として新たな表彰制度が発足しました。

本年度は、標記表彰制度の「評価項目」について、法令以上の消費者保安の取り組みを総合的に評価する改訂が行われ、受賞者には店頭用ステッカー、車両用ステッカー及び名刺用シールのデータが配布されることとなりました。

本表彰は「評価項目」で７５点以上得点し、３年間法令違反がなく無事故であれば申請できることとなっています。本年度の受付は終了しましたが、来年度以降、奮ってご申請ください。

また、申請されない場合でも、この表彰制度の評価項目は、自己診断に活用することにより、自社の保安レベルが明らかとなり、不得意な保安分野が判明するなど、社内の保安の確認にも役立つものとなっています。

その意味においても個々の販売事業者だけではなく、ＬＰガス販売業界全体の保安水準が維持・向上にも結果として貢献することとなり、そのことはお客様のためであり、業界の発展に貢献することにつながりますので、是非、評価項目について自己診断してみてください。

・保安貢献者表彰制度の概要

(1) 主な評価項目・・・保安体制、安全機器設置、期限管理、
資格者の確保、ＣＯ中毒事故防止、埋設管管理、
自主的な保安高度化、消費者保安啓発　等

(2) 表彰の種類・・・・原子力安全・保安院長表彰
高圧ガス保安協会長表彰
ＬＰガス安全委員会長表彰

(3) 申請の基準点・・・１００点満点中７５点

(4) 裾切り基準・・・・３年間無事故、３年間法令違反無し

(5) 再受賞・・・・・・可能

申告書　　登録事業者名

評価項目

Ⅰ.保安方針

注)ここでいう設置率100%とは99%を超えるものをいう。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考
No. 1　保安体制・責任と権限の明確化						
① 保安確保の目標管理	保安確保の目標を達成するため、計画、実行及び検討・評価に分けて管理が行われている。 (計画とは、保安確保・消費者安全サービスについて、具体的な数値化された計画が書面化されていること。) (実行とは、計画を実行し、実施結果の記録があるもの。) (検討・評価とは、目標及び実行した結果について、定期的な見直しが行われ、計画と実行に反映されていること。)	計画の例 安全機器の設置・従業員教育・消費者保安啓発等の数値化された実施計画が書面で策定されている。	5点	○　×	点	5点又は0点
		実行の例 従業員教育等が上記計画通り実行され記録が残されている。	3点	○　×	点	3点又は0点
		検討・評価の例 責任者により目標と実行に対して定期的に検討・評価がなされ、見直しと改善が行われている。	2点	○　×	点	2点又は0点
注意:別紙に保安活動の概要を計画、実行及び検討・評価に分け具体的に記入のこと。						
No. 2　安全機器等の設置の取り組み						
① ガス漏れ警報器	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。 (設置率100%以下でも可[○])		2点	○　×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう)	① 法令義務施設以外の施設も含みます。 ② 対象から除かれるのは、燃焼器が屋外にあるもの及び、浴室内にあるもののみです。 ③ 消費者拒否の場合は未設置となります。 ④ 交換期限5年を経過しているものがある場合は未設置となります。	1点	○　×	点	1点又は0点
② ガス放出防止器又はガス放出防止型高圧ホース (マイコンメータの遮断機能とバルクを除く)	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。		2点	○　×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう)	消費者拒否の場合は未設置となります。	1点	○　×	点	1点又は0点

③ 漏洩検知装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。(設置率100%以下でも可[○])		2点	○ ×	点	2点又は0点
	設置率100% (100%とは99%を超えるものをいう)	調整器出口(上流監視含む)から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるものであればマイコンS等でも可。 消費者拒否の場合は未設置となります。	1点	○ ×	点	1点又は0点
④ 集中監視システムの導入	設置を推進しており、消費者の要望に応じ導入できる体制になっている。 (設置率70%以下でも可[○])		2点	○ ×	点	2点又は0点
	導入率70%以上	消費者拒否の場合は未設置となります。	5点	○ ×	点	5点又は0点
⑤ 安全装置付きガスコンロ	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう安全装置付きガスコンロとは、全コンロバーナーに立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置及び消し忘れ消火機能(タイマー)を搭載したコンロをいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点
⑥ ガス漏れ警報器連動遮断装置	設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいうガス漏れ警報器連動遮断装置とは、マイコンメータの設置されているところも含み、全てガス漏れ警報器と連動しているものをいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点
⑦ 火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器	火災警報器又は火災警報器付き複合型警報器の設置を推進しており、消費者の要望に応じ積極的に導入していること。	ここでいう火災警報器付き複合型とは、火災警報器、ガス漏れ警報器及び一酸化炭素(CO)警報器の複合した警報器をいいます。	1点	○ ×	点	1点又は0点
No. 3 予防保全(期限管理)						
① 調整器の定期交換	Ⅰ類;S型は製造年月から10年、Ⅱ類;N型は製造年月から7年を経過したものがないこと。		5点	○ ×	点	5点又は0点
② 高低圧ホースの定期交換	Ⅰ類;S型は製造年月から10年、Ⅱ類;N型は製造年月から7年を経過したものがないこと。		5点	○ ×	点	5点又は0点
③ 定期交換の管理	上記①～②の交換期限リストが抽出できるソフトが組み込まれたコンピュータによる期限管理が導入されている。		5点	○ ×	点	5点又は0点
④ 老朽化設備・機器の一掃	老朽化設備・機器の一掃を推進している。	定期調査点検時ほか容器交換時点検、検針時に期限切れや老朽化設備を確認し、老朽化した設備・機器の一掃を推進している。	2点	○ ×	点	2点又は0点
		合 計	46点		0 点	

Ⅱ.保安管理体制

注)全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考
No. 1　資格者の確保						
従事者の資格(二販、設備士、業務主任者代理者)取得状況	150%以上	○○% ＝ 延べ資格者数(*1) ／ LP法の販売事業に係る従事者数(*2) ＊1「資格者数」とは、液化石油ガス設備士、二販、業務主任者代理者取得者の合計数を指す。 ＊2「LP法の販売事業に係る従事者数」は、LP法の販売事業に係る経営者、総務・経理担当、パート・アルバイト等臨時採用者も含んだ数。	5点	○　×	点	5点、2点又は0点
	100%以上150%未満		2点	○　×		
No. 2設備工事						
配管図面の保管	法定の保存期間(5年間)を超えて、全消費者の配管図面を保管している。	配管図面とは、LPガス設備全体の配管図面をいいます。	5点	○　×	点	5点又は0点
No. 3　CO中毒事故防止対策						
① 不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者への保安啓発活動	不完全燃焼防止装置が付いていない器具を使用している消費者に、不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器や屋外設置式の燃焼器への交換、及び老朽化設備の一掃を推進するとともに、CO中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	対象となる燃焼器具がない場合(全部が屋外設置や不完全燃焼防止装置付器具)は、老朽化設備を一掃することを推進し、CO中毒事故防止の保安啓発活動を行っていること。	3点	○　×	点	3点又は0点
② 排気筒の保安啓発活動	定期消費設備調査の際に、排気筒の腐食、外れ、鳥の巣による閉そく、材料等の異常がないことを確認するとともに、消費者への排気筒の事故防止についての啓発活動を行っていること。		2点	○　×	点	2点又は0点
③ 不完全燃焼防止装置の付いている燃焼器への交換	開放式燃焼器及び半密閉式燃焼器について、未交換率が0%である(不完全燃焼防止装置の付いていない燃焼器がない)こと。		5点	○　×	点	5点又は0点

No. 4 埋設管の管理

腐食測定の実施及び改善等	埋設管の点検・調査を要する施設について、全て腐食測定を行い、かつ、腐食測定で不合格となった施設について改善率が100%となっていること。	1. 「埋設管の点検・調査を要する施設」とは、一般家庭も含み、次のものを除いたものです。 ① S型マイコンメーター、漏えい検知装置等が設置されており、調整器から末端ガス栓までの供給管及び配管からの漏えいが確認できるもの。 ② 壁貫通部、隠ぺい部、床下配管等で配管等の腐食を引き起こす可能性のある水、土等と接触していないことが明らかなもの。 ③ PE管等腐食のおそれがないことが確認された施設。（詳細は高圧ガス保安協会発行「埋設管維持管理マニュアル改訂版」を参照のこと。 2. 腐食測定で不合格となり、その後の漏洩試験で漏洩がない場合は漏洩検知装置の設置でも、改善とみなす。	5点	○ ×	点	5点又は0点
		合 計	25点		0 点	

Ⅲ.保安業務 （法定保安業務以外の自主的な保安高度化の取り組み）

注）全消費者とは、消費者の99%を超える場合を指す。

項目	内容	解説	配点	いずれかに○	得点	備考
No. 1 自主的な保安高度化の取り組み						
① 法定期間内における供給設備点検頻度	全消費者に対し、4年点検項目（定期供給設備点検）について次の頻度で点検を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	1年に1回以上。	3点	○ ×	点	3点、2点、1点又は0点
		2年に1回。	2点	○ ×		
		3年に1回。	1点	○ ×		
② 法定期間内における消費設備調査頻度	全消費者に対し、4年調査項目（定期消費設備調査）について次の頻度で調査を実施した上で、その結果を記録しており、かつ消費者に通知していること。	1年に1回以上。	3点	○ ×	点	3点、2点、1点又は0点
		2年に1回。	2点	○ ×		
		3年に1回。	1点	○ ×		
③ メータの異常表示の確認	全消費者に対し、月1回以上の頻度でメータの異常表示の確認をし記録を行っている。異常がある場合は消費者に通知していること。		4点	○ ×	点	4点又は0点
④ 安全装置の有無の調査	全消費者に対し、法定調査項目以外の安全装置（CO警報器、過熱防止器、立ち消え安全装置等）の有無の調査を4年に1回以上行い、かつ点検・調査票に、安全装置の調査項目が記され実施し記録されていること。また、消費者に結果を通知し、説明を行っていること。		4点	○ ×	点	4点又は0点

No. 2 消費者保安啓発活動						
① 消費者への保安啓発活動	全消費者に対し、年2回以上保安啓発活動を行っている。 (例:保安啓発と緊急時の連絡先を記入した領収書を発行している。)		5点	○ ×	点	5点又は0点
② 10月の消費者保安月間における消費者への保安啓発活動	10月の消費者保安月間に自主啓発活動を実施している。 (例:LPガス安全委員会のリーフレット配布やポスター掲示)		5点	○ ×	点	5点又は0点
③ 高齢者、障害者世帯等に対する特別な保安活動	LPガスを使用する高齢者や障害者を把握し、重点的な保安啓発活動を行っている。		5点	○ ×	点	5点又は0点
		合 計	29点		0 点	

総合計(Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ)

総合計	100点	―	0 点	―

別紙

保安活動概要の記入用紙

計画

①保安教育について:

②安全装置の設置について:

③消費者啓発について:

実行

検討・評価

参考：受賞者に配布するステッカー等

■ステッカー（約W=204mm×H=182mm）

■車両用ステッカー（約W=343mm×H=128mm）

■名刺用シール

1. 受賞店の皆様には名刺用シールのデータをCD ROMでお渡し致します。ご活用ください。
2. ご使用の皆様にはこのデータをお近くの印刷会社へお持ちし、作成する枚数などをご相談してください。

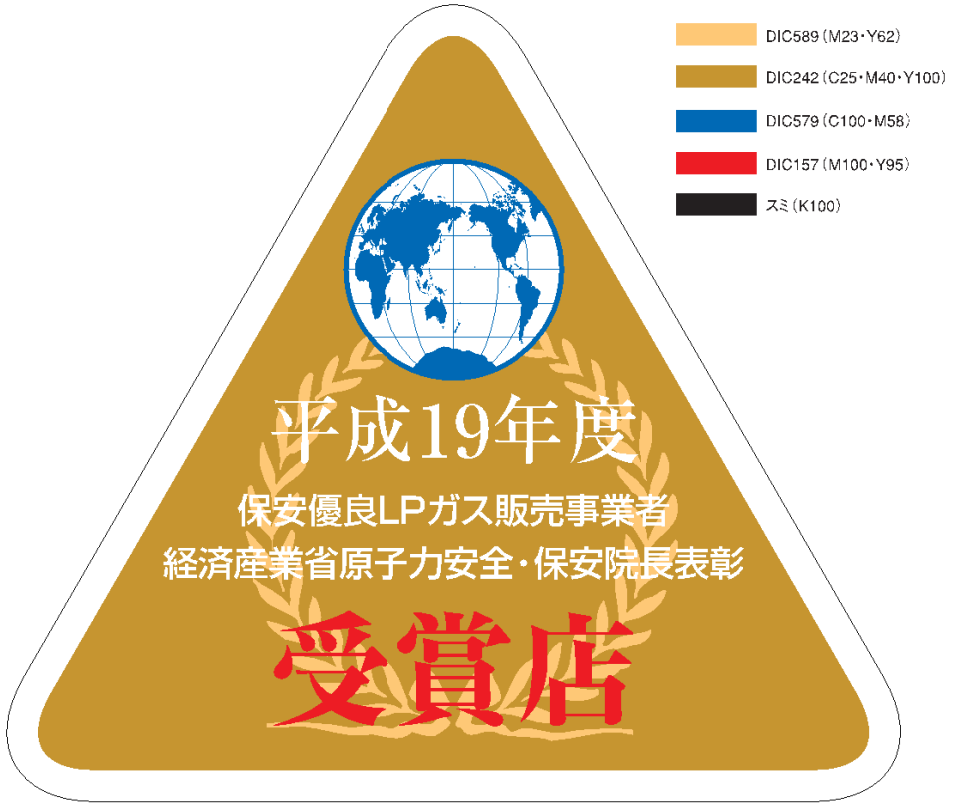

Ⅳ　資料編

１．平成１８年ＬＰガス一般消費者事故集計表

経 済 産 業 省
ＬＰガス保安課
１９．４．２７

１．年別及び月別事故（累計）件数

年 月	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
1月	6	8	5	3	21	11	17	6	8	55
2月	6 12	5 13	9 14	9 12	11 32	5 16	11 28	14 20	15 23	49 104
3月	7 19	8 21	9 23	12 24	5 37	9 25	8 36	10 30	15 38	8 112
4月	6 25	5 26	8 31	8 32	3 40	5 30	4 40	7 37	2 40	7 119
5月	6 31	6 32	6 37	6 38	7 47	11 41	10 50	11 48	6 46	11 130
6月	10 41	10 42	8 45	2 40	5 52	8 49	12 62	5 53	6 52	11 141
7月	5 46	9 51	5 50	6 46	6 58	10 59	10 72	10 63	6 58	18 159
8月	7 53	6 57	4 54	7 53	6 64	6 65	9 81	11 74	4 62	19 178
9月	3 56	6 63	5 59	9 62	5 69	6 71	8 89	7 81	4 66	11 189
10月	5 61	4 67	6 65	2 64	6 75	5 76	12 101	10 91	6 72	10 199
11月	3 64	4 71	3 68	9 73	8 83	7 83	8 109	6 97	9 81	9 208
12月	4 68	4 75	11 79	5 78	4 87	7 90	11 120	8 105	24 105	11 219
合　計	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219
対前年比（%）	▲ 32.7	+ 10.3	+ 5.3	▲ 1.3	+ 11.5	+ 3.4	+ 33.3	▲ 12.5	±0.0	+ 107.6

［注］１．下線部分は各月累計件数。
　　２．平成18年における雪害に 起因する事故は80件（平成17年は24件）となっております。

2. 年別事故件数及び死傷者数

年 項目	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
件　数	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219
うち B級以上事故	7	11	7	10	4	3	9	6	1	2
死者(人)	6	9	5	8	2	4	7	2	1	0
傷者(人)	64	82	66	73	69	64	86	88	58	78
うち B級以上事故	17	31	14	20	23	8	6	18	0	5

3. CO中毒事故(酸欠事故は除く)年別事故件数及び死症者数

年 項目	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
件　数	9	11	12	8	6	8	9	6	10	5
うち B級以上事故	5	5	3	2	0	2	4	1	1	0
死者(人)	4	4	2	3	0	4	4	0	1	0
症者(人)	21	24	28	13	17	18	17	21	22	13
うち B級以上事故	14	6	9	0	0	1	1	7	0	0

4. 原因者別事故件数

年 項目	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
消費者の器具誤操作等不注意	20	22	20	24	21	28	33	33	31	23
消費者不注意、販売店保守サービスに問題	7	10	5	5	7	8	11	6	7	16
販売店の不適切な処理	10	6	11	9	14	14	28	20	20	28
設備工事業者	2	2	3	3	4	4	2	6	5	7
充てん事業者	0	0	0	0	2	1	0	1	1	1
雪害等の自然災害	2	4	1	4	16	3	8	4	24	81
その他※	11	16	24	17	10	18	12	17	9	45
不　明	16	15	15	16	13	14	26	18	8	18
合　計	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219

※「その他」に分類された主たる原因者は、他工事業者（水道工事業者、解体業者等）、器具メーカー、原因者が複合す
場合等である。

5. 場所別事故件数

年 項目	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
一般住宅	25	20	24	25	37	28	41	30	36	100
共同住宅	27	19	23	26	18	26	31	26	24	58
旅　館	1	0	2	0	1	0	3	2	6	6
飲食店	6	15	10	8	8	12	10	19	21	18
学　校	1	2	0	2	6	3	3	4	1	3
病　院	2	2	0	0	0	1	1	0	0	0
工　場	1	1	1	0	0	3	0	1	1	0
事務所	0	2	1	1	2	0	4	2	2	7
その他	5	14	18	16	15	17	27	21	14	27
合　計	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219

6. 現象別事故件数

年 項目	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
漏えい	19	15	21	14	40	31	34	41	46	137
漏えい爆発 （火災）	39	41	41	52	32	45	75	56	46	70
火　災 （爆発を除く）	0	7	4	1	6	6	2	1	2	6
CO中毒 酸欠	10	12	13	11	9	8	9	7	11	6
合　計	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219

7. 発生箇所別事故件数

	年 項目	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
供給設備	容器、容器バルブ	9	6	4	6	3	9	13	10	9	8
	調整器	6	5	6	5	22	6	13	9	12	60
	高圧ホース 集合装置 ガスメータ	4	2	4	5	9	8	8	6	7	19
	バルク貯槽 バルク容器 附属機器等	0	0	0	0	0	0	3	3	2	8
	供給管	5	11	10	10	12	8	11	17	20	33
	内埋設管	2	7	5	9	5	4	3	10	9	15
	その他	3	0	0	0	5	4	0	2	0	3
	計	27	24	24	26	51	35	48	47	50	131
消費設備	配管	1	6	6	5	5	8	6	6	8	20
	内埋設管	0	5	1	0	2	5	1	2	3	2
	末端ガス栓	4	4	7	6	2	3	7	5	3	11
	ゴム管	3	3	5	9	2	11	6	3	6	9
	こんろ	8	6	5	6	6	7	10	9	5	3
	簡易こんろ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	炊飯器	0	2	0	0	2	2	2	0	0	0
	レンジ オーブン	1	1	3	0	0	2	1	1	1	1
	瞬間湯沸器	4	9	10	8	6	5	5	4	7	11
	ふろがま	10	6	3	10	6	8	11	6	6	9
	ストーブ	1	3	0	1	1	1	0	1	0	0
	業務用 燃焼器	0	5	5	1	1	2	6	12	15	8
	その他の 燃焼器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	その他 （不明）	2	1	3	1	1	4	8	2	2	9
	計	34	46	47	47	32	53	63	49	53	81
その他		0	0	0	0	0	1	0	2	0	3
不明		7	5	8	5	4	1	9	7	2	4
合計		68	75	79	78	87	90	120	105	105	219

なお、本表は事故発生箇所を分類したものであって、必ずしも各々の器具等の不具合によるものではありません。

（参考１）

消費設備に係る安全器具設置先事故発生状況

年 項目	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
全事故件数	68	75	79	78	87	90	120	105	105	219
消費設備に係る事故件数	34	46	47	47	32	53	63	49	53	81
消費設備に係る安全器具設置先事故発生件数	20	21	23	20	16	23	33	29	39	44
うちB級事故件数	3	2	4	0	2	0	2	2	1	0
うちCO中毒事故件数	3	2	2	0	0	0	2	1	1	0

消費設備に係る安全器具設置先事故発生件数　44 件の内訳

- ・燃焼器具の立消え、点火ミス等 … 8 件
- ・燃焼器具の器具栓閉め忘れ、誤開放等 … 1 件
- ・燃焼器具の異常燃焼 … 1 件
- ・燃焼器具の修理ミス等 … 3 件
- ・ふろがまの空だき … 1 件
- ・CO中毒・酸欠 … 2 件
- ・末端ガス栓の誤開放等 … 4 件
- ・配管の損傷・腐食・接続不良 … 12 件
- ・ゴム管の接続不良 … 1 件
- ・ゴム管の損傷 … 1 件
- ・ふろがまの経年劣化 … 1 件
- ・金属フレキ管接続ミス・接続不良 … 3 件
- ・末端ガス栓の腐食 … 1 件
- ・不明 … 5 件

（参考２）

Ｂ　級　事　故　発　生　状　況

発生月日	都道府県	現　象	被害状況	建　物	原　因　等
1月17日	石川県	爆発・火災	重傷者 3	一般住宅	6時に起床したとき、部屋の中がガス臭いのに気がつき、見てみるとストーブのゴム管が末端ガス栓側で外れていたため、直ちに窓を開けて室内の換気を行った。その後、ゴム管を接続し直してストーブに点火したところ、換気がまだ不十分であったため、ガスに引火・爆発した。
6月16日	福島県	漏洩爆発	重傷者 2	共同住宅	事故当日12時頃から消費者宅付近で、ガス漏れ警報器が鳴ったり止んだりしていたが、販売事業者へは連絡しなかった。14時10分頃、消費者宅の隣部屋の消費者から、販売事業者に対し、ガス漏れ警報器が鳴っている旨の連絡が入り、当販売事業者社員が現場に向かったが、到着前に爆発が発生した。事故後、共同住宅の付近を調査したところ、建物の北側でガス漏洩が検知されたため、付近の供給管を掘り起こしたところ、駐車場に敷設されている供給管本管から建物引き込み管が立ち上がっている箇所が破損（大きくまがっている）しており、ガスが漏えいしていることがわかった。当該破損は、重機のようなもので機械的圧力が加えられている様子であった。 当該破損箇所から漏えいしたガスが建物下に滞留し、消費者宅でガスコンロに着火しようとした際、当該ガスに引火し爆発したと考えられる。

（参考３）

各都道府県別事故件数

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
北海道	7	6	9	16	11	23	21
青森	1	2	2	0	0	2	9
秋田	2	2	1	3	0	5	36
山形	3	11	0	2	0	1	13
岩手	0	0	0	2	0	2	7
宮城	0	6	2	3	3	4	1
福島	3	5	1	0	4	3	2
東北地域	9	26	6	10	7	17	68
栃木	1	0	1	1	2	0	4
茨城	0	3	2	4	3	0	6
群馬	2	0	2	2	0	1	2
埼玉	1	5	6	11	7	4	9
東京	3	3	7	3	6	3	3
千葉	4	1	2	6	3	1	8
神奈川	12	4	9	12	7	5	10
新潟	0	3	2	1	1	6	6
長野	3	1	3	7	8	4	7
山梨	0	1	0	0	0	0	3
静岡	6	1	1	1	1	3	1
関東地域	32	22	35	48	38	27	59
愛知	0	0	3	4	6	1	10
岐阜	1	1	1	7	1	1	5
三重	1	5	0	1	2	0	1
富山	2	1	3	3	0	1	2
石川	1	2	1	3	3	0	3
中部地域	5	9	8	18	12	3	21
福井	0	0	0	1	2	5	1
滋賀	0	1	5	2	2	4	3
京都	2	1	3	2	2	3	4
奈良	0	0	0	0	0	1	0
和歌山	1	2	2	0	1	1	1
大阪	2	2	2	2	1	2	0
兵庫	1	1	0	0	2	3	3
近畿地域	6	7	12	7	10	19	12

	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
岡山	0	1	4	0	0	0	2
広島	2	4	6	3	3	2	6
鳥取	0	0	1	1	1	0	2
島根	2	0	0	2	2	0	2
山口	0	2	2	1	3	0	2
中国地域	4	7	13	7	9	2	14
香川	0	0	1	1	2	0	2
愛媛	1	0	0	4	1	1	2
徳島	0	1	0	1	1	0	2
高知	2	1	0	1	1	1	1
四国地域	3	2	1	7	5	2	7
福岡	1	2	0	0	3	3	3
佐賀	2	0	1	0	1	0	0
長崎	2	0	1	3	0	2	3
熊本	2	4	3	1	4	2	4
大分	1	0	0	0	1	1	0
宮崎	2	0	1	0	1	1	0
鹿児島	1	0	0	1	3	2	2
九州地域	11	6	6	5	13	11	12
沖縄	1	2	0	2	0	1	5
全国合計	78	87	90	120	105	105	219

２．ＬＰガス事故事例（平成１８年）

（１）ＣＯ中毒事故

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物 用途 構造	原因者	事故概要	事故原因 法違反の 有無	行政指導等 再発防止策
熊本県 宇城市 18.3.16	CO中毒 軽症者4 （男性29、26、女性29、24）	共同住宅 木造 平屋建	一般消費者等販売事業者	消費者宅に葬儀等のため、7人の家族が集まっていた。15時頃から台所に設置している開放式瞬間湯沸器（5号）に水道用ホースを繋いで浴槽へ給湯していた。入浴後、台所に面した居間（6畳間）にいた者のうち4人が倒れ、救急車で医療機関に搬送され、CO中毒と診断された。消費者宅では、ふろがまが故障のため、2年ほど前から湯沸器に水道ホースを繋いで浴槽に給湯していた。定期点検・調査が未実施であったため、販売事業者が状況把握できず、基準不適合の状態で放置されていた。	開放式湯沸器の換気不良 ＜法違反＞法第27条違反（保安業務未実施）	（行政指導等）販売事業者に対し、点検・調査長期未実施箇所について6月末終了を目途に点検・調査を実施し作業の進捗状況を毎月末に報告するように文書で指示した。
長崎県 北松浦郡 18.7.21	CO 中毒 軽症者2 （男性 47, 女性 47）	飲食店 鉄骨造 2階建	不明	飲食店の経営者他１名が、厨房で調理中に気分が悪くなり、かかりつけの医師に相談、医師の判断により救急搬送した。当該経営者他１名は、CO 中毒により5日間、加療入院した。調理時には、業務用ガスコンロ、ゆで麺用のガスカマド等を使用していた。事故発生時、調理者の意識ははっきりしていたが、その際、燃焼器具の異常は特に確認されておらず、CO ガスの発生原因は不明。事故発生時、通常、稼働させている換気扇を止めていたことから、室内の CO ガス濃度が高まったものと思われる。なお、事故発生の前に、厨房のガスコンロの点火状況が悪かったとしてガス供給業者が同コンロの点検を行っていたが、その後の警察の調査から CO ガスの発生元は明確になっていない。	直接原因：不明 間接原因：業務用燃焼器の換気不良	（行政指導等）・ＣＯ警報器の設置と適正規模換気扇への交換を指導

兵庫県 姫路市 18.8.29	CO中毒 軽症者2 （女性 60、33）	その他 （工場 構内食 堂厨 房） 鉄筋造 2階建	一般 消費 者等 販売 事業 者	工場構内食堂内の厨房で、従業員が食器洗浄作業を行っていたところ突然頭痛を訴えて一次作業を中断し休憩した。偶然来社していた保険外交員が食器洗浄作業を引き継いで手伝ったところ休憩中の従業員が椅子から倒れたため、急いで救助を求めて食堂をでたところで保険外交員も倒れた。当該工場の従業員が気づき、救急車により従業員と保険外交員の 2 名を病院に搬送した。フード換気扇を作動させずに、ガス湯沸かし器を使用して食器洗浄作業を実施したため不完全燃焼となりCO 中毒が発生した。	CF 式瞬間湯沸器の換気不良（ 換気扇未作動） ＜法違反＞・法第 34 条第 1 項：定期消費設備調査において①湯沸器の給気口が設置されていない、②湯沸器は専用排気筒がなく、排気用フード下部に設置されていた。・第 35 条の 5（ 規則第 44 条第 1 号ソ及びヨ）違反	（行政指導等）・屋内設置のCF式給湯器及び風呂釜が設置されている消費先の緊急点検調査を行い、屋外設置型又は安全装置付燃焼器への交換促進を指導・販売事業者に対し、CO中毒事故発生に関し厳重注意及び消費先の緊急点検を文書にて指導した。・兵庫県プロパンガス協会に対して、傘下会員における類似事故の再発防止の徹底を文書にて指示した。

（2）雪害

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物 用途 構造	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	行政指導等 再発防止策
北海道 函館市 18.1.2	漏えい	一般住宅 木造 2階建	雪害	屋根に積もった雪（氷）が当日の気温の上昇とともに壁側に巻き込むようにして落下し、軒下に設置していたガスメータの出入口部と供給管の継手部を破損させ、ガスが漏えいした。隣人がガス臭に気がつき、消防へ通報し駆けつけた消防隊員が容器バルブを閉止した。	ガスメータ供給管継手の損傷	（ 行政指導）・販売事業者に対し、供給設備の移動又は容器収納庫の設置により雪害を確実に防止できる措置を講じることを口頭で指示するとともに他の消費者の供給設備に対しても適宜、雪害対策を講じるよう口頭で指示した。・北海道エルピーガス協会に対し、雪害に対する注意喚起を販売事業者へ行うよう口頭で指示した。
新潟県 十日町市 18.1.5	漏えい	店舗 鉄骨造 2階建	雪害	消防にガス臭がすると通報があり、当該店舗にも調査に訪れた。ちょうど、販売事業者の従業員が昼頃から気化器の点検のためバルク貯槽の弁類を閉めて作業を行い、少し前に開けたところであった。消防署員の要請によりガスメーターを確認したところ、過大な流量を示していたため、ガス漏れと判断してバルブを閉止した。翌日、屋上の配管付近の積雪を除雪して調査したところ、積雪の荷重により配管接続部が折損しているのを発見した。 屋上に融雪装置が設置されており、また予算の関係から積雪対策が万全ではなかった。なお、融雪装置は揚砂量が多く、融雪むらが生じていた。（ バルク貯槽　980 kg×1 基）	配管の損傷	（ 行政指導）・販売事業者に対し、豪雪地域にある供給設備の雪害対策を再確認するとともに、消費者に対しては、雪害対策が十分でない消費設備に適切な雪害対策を行うよう要請して、事故防止に期することを文書（「液化石油ガスの事故防止について（通知）」）で通知した。

島根県 飯石郡 18.1.6	漏えい火災	一般住宅 木造 平屋建	雪害	屋根からの落雪により設置されていた3本の容器のうち、1本が容器バルブと調整器の接続部(調整器側)で損傷してガスが漏えいした。その後、消費者が漏えいに気づかず、風呂用ボイラー(容器から173㎝の位置に設置)に点火したため、漏えいしていたガスに引火、火災となった。なお、周辺は昨年末からの大雪により2m弱の積雪があり、事故発生箇所も地面と屋根の雪が繋がっている状態であった。	調整器の損傷 ＜法違反＞・規則第18 条第1号イ違反(火気との距離)・規則第24 条第5号違反(業務主任者の職務違反)	(行政指導)販売事業者に対し次の事項に係る保安教育の徹底と全消費先の供給設備について点検を実施を文書で指示するとともに実施状況の報告を求めた。・供給設備について落雪等の影響のない場所への移動又は措置を講ずること。・容器について、周辺の落雪等により漏えいしたLPガスが滞留しない場所へ移動又は措置を講ずること。・供給設備について、積雪等の荷重に耐えられるような設置方法とすること。・法令に基づく火気距離を取ること。・雪下ろしの際には、供給設備周辺に排雪しないように一般消費者へ周知すること。・業務主任者において、法令に基づく監督職務を遂行すること。
長野県 飯山市 18.1.28	漏えい爆発 軽傷者1 (女性27)	一般住宅 木造 2階建	雪害	居間の練炭こたつの火から引火・爆発し、居間の窓から供給設備付近でも火柱が見えたため、住人が雪をかけ消火後、積雪で埋もれていた容器を掘り出し、容器バルブを閉止した。豪雪にため、積雪と屋根からの落雪で居間の外側に設置していた供給設備は完全に埋没しており、雪の荷重によりガスメーター入口側の継手部に亀裂が入り、ガスが漏えいしていた。	ヘッダーの損傷	(行政指導)・関係団体に対し、液化石油ガス事業者等に係る寒波・雪害対策の徹底について文書にて通知した。(1 月 11 日、2 月 2 日)・大雪によるLPガスの雪害注意喚起を県HPに掲載した。
北海道 小樽市 18.2.23	漏えい	一般住宅 木造 2階建	雪害	住人から屋根からの落雪により容器が破損してガスが漏えいしていると消防に通報があったため、消防が現場に出動して確認したところ屋根からの落雪によりガスメーター及び供給管が損傷してガスが漏えいしていた。	供給管の損傷	(行政指導等)・屋根からの落雪による事故が懸念されることから、容器交換時等に他の一般消費者宅に対して周知を徹底するよう指導した。・北海道LPガス協会石狩支部に対し、「L Pガス販売事業者に係る雪害対策の徹底」について要請した。

（３）埋設管

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物 用途 構造	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	行政指導等 再発防止策
神奈川県 藤沢市 18.1.12	漏えい	その他（教育施設） 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造3階建	一般消費者等 販売事業者	消費者から「ガス臭い」という通報があり、販売事業者が現場に駆けつけ、ガス器具の全ての器具栓を閉止した。ガス器具の器具栓を全て閉止したにもかかわらずガスメーターが動いていたため、配管からの漏えいを想定し、容器バルブを閉止した。ガス検知器により地下配管ピットの調査を行ったところ、男子更衣室地下ピット蓋の隙間においてガス検知器の反応を確認した。そのため、防爆型排風機により屋外へ排出した。並行して系統ごとに配管の気密試験を行い、漏えいしている配管系統を特定した。翌日、漏えい箇所が埋設管が建物内に入る基礎貫通部付近からの漏えいとわかったため、基礎貫通部付近の土壌に穴を掘り、排風機により排気した。基礎貫通部付近は、ソケットとニップルを用いてピット内配管と埋設管が接続されており、漏えいはピット内配管とソケットとの接続部分から発生していた。当該接続部の配管ねじ切り部分に円弧状の亀裂が生じており、地盤沈下による応力がねじ切り部分にかかったことにより折損したものと推定された。またマクロセル腐食による減肉も見られ、折損の間接的原因になっているものと思われる。	配管（埋設管）の損傷	（行政指導）・販売事業者に対し、ピット内のガス排出、ガスの滞留範囲の確定、ガス滞留している地点からのガス排出作業及びガス濃度の変化を監視するよう指示した。・当該施設の管理者に対し、二次災害防止措置と消費設備の改善を行うよう文書で指示した。・神奈川県エルピーガス協会に対し、地下埋設管に係る漏えい防止について会員指導を文書で通知した。
福島県 会津若松市 18.6.21	漏えい 爆発 火災	旅館ホテル 敷地	その他（他工事業者）	ホテルが依頼した敷地内の土留め工事の施工のため、重機で地面を掘削していたところ、土中に埋設されていたガス管（PE7　5A）を損傷させ、LPガスが漏えいした。9時26分に販売事業者へ連絡し、9時56分に販売事業者が緊急対応用自動車でガス漏れ現場付近に到着したところ、マフラーから黒煙が発生した。このため、エンジンを停止し惰性で現場に近づいたところ、爆発し、火災が発生した。なお、警察及び消防署の見解では、緊急対応自動車から引火したものと推定している。	埋設管（供給管）の損傷	（行政指導等）・LPガス販売事業者（保安機関）に対し、集団供給を行っている消費者への埋設管に対する注意事項の周知及び工事時の事前連絡の徹底について指導を行った。

京都府 久世郡 18.7.27	漏えい	その他（集団供給）	他工事業者 販売事業者	67 戸の集団供給区域内で消費者からガスが出ないとの連絡を 11:32 に受け販売事業者が出動した。その後、11:55 に工事業者から埋設管（供給管）損傷の連絡を受け、販売事業者の親会社の都市ガス事業者も出動した。当該工事は府の発注工事であり、道路と河川の拡張工事で道路を掘削中に埋設管を損傷した。ガスを供給できなかった 4 戸に対しては、仮復旧措置を講じ、同日 17 時頃復旧した。なお、当該工事に当たって埋設管に関する事前打ち合わせが不十分であり、埋設管の位置及び深さを確認しないまま施工された。	埋設管（供給管）の損傷	（行政指導等）・再発防止を指導
滋賀県 栗東市 18.11.30	漏えい	共同住宅 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造り 3 階建て	販売事業者	警察官舎の住人から玄関付近でガスの臭いがすると通報があり、現場においてガス検知器で漏えい箇所を発見した。埋設管の交換を実施するとともに、同供給設備の他の埋設管もすべて点検し漏えいのないことを確認した。事故原因は、容器庫から建物前面までの埋設導管で、地下 65cm から 30cm へ立ち上がるエルボ部分が腐食（電食）により穴が開き漏えいした。（白管 50A テープ二重巻き）	埋設管（配管）の腐食（電食）	（行政指導等）・埋設管管理台帳に記載されている消費者の中で、ガス漏えい試験（1 年/1 回）が未実施の箇所については検査を早急に実施し、点検結果を報告することを文書により指導

（４）業務用設備

発生 場所 発生 年月日	現象 被害 状況	建物 用途 構造	原因 者	事故概要	事故原因 法違反の 有無	行政指導等 再発防止策
北海道 河東郡 18.1.15	漏えい 爆発 軽傷者1 （男性 44）	旅館(ホテル) 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 造 7階建	一般 消費 者等	厨房で業務用オーブンレンジの上部コンロを使用していた従業員が使用を終えて器具栓及び末端ガス栓を閉止した。そのとき、下部のオーブンの器具栓が開いていることに気がつき、他の従業員が使用していると思い、末端ガス栓を再度開け、庫内温度・ガスが出ているのを未確認のままオーブンの扉を開き、点火棒で点火しようとしたところ、庫内に漏えいしていたガスに引火・爆発した。	点火ミス	（ 行政指導）・販売事業者に対し、消費者へ改めて、注意喚起するよう口頭で指導した。・販売事業者と卸売業者へに対し、ホテルの従業員に対してLPガスの取扱についての研修会を開催するように要請した。

（５）バルク

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物 用途 構造	原因者	事故概要	事故原因 法違反の 有無	行政指導等 再発防止策
鳥取県 米子市 18.8.27	漏えい	共同住宅 鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ 造	器具メーカー（ バルク貯槽製造メーカー）	バルク貯槽液面計取付部からガスが漏えいした。原因は、バルク貯槽製造時の液面計フランジの締付不足により、液面計フランジ部ゴムパッキンに隙間が生じたためである。	製作不完全	(行政指導等)経済産業省から、当該事故と同様の微少漏洩が発生するおそれがあるバルク貯槽230基に対し、全数点検を実施する旨を指示済み
沖縄県 中頭郡 18.12.29	漏えい 軽傷者1 （女性）	飲食店 鉄筋コンクリート造 2 階建	販売事業者	バルク貯槽の安全弁の取り外し作業中にガス漏れ(約 250～300kg） が発生した。噴出後、メーカに問い合わせをし、元弁の構造が手動で閉止する方式である旨及び閉止方法を確認し、10 時 22 分に作業員が閉止した。当該事故により、女性１名が気分が悪いとのことで救急車にて病院へ搬送された。事故の原因は、安全弁の元弁（ボール弁方式）を閉止せずに安全弁交換作業を実施したことによる。作業者は、当該安全弁の元弁が、1トン未満のバルク貯槽に用いられている連結弁(安全弁を取り外すと自動的に元弁が閉止するもの)と取扱が異なり手動で閉止する必要を熟知していなかった。（ バルク貯槽 2,900 kg×２基）	安全弁の交換ミス	(行政指導等)・経済産業省から、再発防止のため「 バルク貯槽安全弁の点検及び交換時における確実な元弁閉止について（注意喚起）」を関係団体に発出した。

３．液化石油ガス販売事業者等保安対策指針

経済産業省

平成１９・０３・１２原院第２号
平成１９年３月２２日

平成１９年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針

経済産業省原子力安全・保安院
ＮＩＳＡ－２７８ｂ－０７－０１

Ⅰ．保安対策指針の考え方

液化石油ガスの保安行政は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液石法」という。）に基づき、液化石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）に対して、一般消費者等の保安を確保するために種々の義務を課しているが、規制の合理化を図る中で行政の事前規制による直接的関与を必要最小限としつつ、立入検査などによる事後規制で法令遵守を確保する体系となっている。

この体系のもとで、事業者及び保安機関には、液石法に係る法令を遵守することはもとより、ガス瞬間湯沸器事故をはじめとして消費者の安全・安心に対する行政や産業界の取組が社会的にも大きな問題として取り上げられたように、国民の求める安全に対するニーズが高まっていることに十分留意して、事業者及び保安機関はこれに応えるため、より実効性の高い保安管理システムを導入し、保安対策を確実に実施していくことが求められているところである。

しかしながら、平成１８年度は平成１７年度に続き複数の重大な法令違反事例が認められ、液化石油ガス関係事業者への社会の信頼が損なわれる事態となっている。また、平成１８年の液化石油ガス事故は、雪害に加え、事業者側でのミスに起因する事故増などで、事故件数は大幅に増加している。このような状況を改善させるためにも、事業者及び保安機関による全社的な法令遵守の徹底と自律的な保安確保に向けた努力が一層必要となっている。

加えて、経済産業省において、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故への対応を踏まえてまとめられた「製品安全対策に係る総点検結果とりまとめ」及び「ガス機器等燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止強化策」においても、一酸化炭素中毒事故をはじめとした製品事故対策及び消費者安全対策として、一般消費者と直接に接触する機会の多い事業者及び保安機関の役割の重要性が謳われており、法定点検・調査に加え、消費設備の安全な使用方法等に係る周知活動等が大きく期待されている。このような対応により、液化石油ガスの消費に係る保安確保について消費者の信頼確保を図ることが重要な課題となっている。

本年は、保安機関制度と自主保安原則の導入等を柱とした改正液石法の施行から１０年を迎える。原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）は、上述の状況に鑑み、改めて事業者及び保安機関に対して、

① 消費者保安の原点に戻り、自身の保安業務を点検し、見直すこと
② 事業遂行の前提である法令の確実な遵守と適切な保安対策を実施すること
③ 時代や社会の要請に応じて自主保安の高度化を一層推進すること

を求め、もって一般消費者等に係る適切な保安の維持・確保を図ることを要請するため、この液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を策定するものである。

Ⅱ．平成１８年における事故発生状況、法令違反への対応等

１．事故発生状況

平成１８年の液化石油ガス事故件数は２１８件と前年の１０５件を大幅に超え、平成２年以来の２００件を超える事態となった。年初の豪雪による雪害（８０件）を除いても前年よりも大幅に増加している。

Ｂ級以上事故は２件で前年より１件増加し、死者についても事故統計上には現れていないが、事故に起因して１名の方が亡くなっており、低水準ではあるもののＢ級事故撲滅までには至っていない。

事故の発生場所で見ると、一般住宅・共同住宅で発生しているものが大幅に増加しているが、増加要因は年初の雪害によるものが多く、落雪対策が十分に取られていなかったことによるものである。

昨年、重点対策として取り上げた業務用厨房で発生した事故については２３件と減少しているが、事故原因は、器具栓不完全閉止・閉め忘れ等の操作ミス及び換気不足が大半であり、引き続き、消費者に対する注意喚起が必要となっている。

また、バルク供給に係る事故については、１１件発生しており、前年より７件増加した。バルク供給は近年着実に普及しており、貯槽及び容器累計で１８万基以上あること、また、安全弁の点検時の事故が発生していることから、事業者等による事故の再発防止に重点を置き、保安確保に努める必要がある。

一酸化炭素中毒事故については、５件であり、前年より５件減少した。死者は

なく、負傷も１３人と減少している。

２．事故の背景にある法違反

平成１８年の事故に関連した液石法に係る違反事例としては、法定点検事項である、供給開始時点検・調査、容器交換時供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査のいずれにおいても、その未実施や不備が見られた。

事故事例にあるガス瞬間湯沸器の不適切な使用、末端ガス栓の閉止措置の不備、ゴム管の接続ミスなどは、定期消費設備調査及び周知を確実に実施していれば、事故を未然に防止できたものである。

また、ガスメーター等の交換後のガス漏れ事故、液化石油ガス設備士の資格を有しない者の接続工事に起因する事故等、液石法で定める技術上の基準等に適合していない設備工事による事故も発生している。

さらに、事故発生原因ではないが、緊急時対応の遅れ、緊急時連絡先の適切な周知が徹底されていないなど、保安業務にとって最重要事項に係る不備も見られた。

その他にも、依然として質量販売に係る違反も見られた。

３．虚偽の報告等重大な法令違反への対応

保安院は、平成１７年度の行政処分事例を踏まえ、再発防止を目的に関係業界団体を通じ、事業者及び保安機関に対し法令遵守の徹底等の指導文書を発出し、注意喚起を行ったところである。しかし、平成１８年度においても保安院が立入検査を行った結果、平成１７年度に続き、事業所において保安に係る帳簿への虚偽の記載、多岐に亘る保安点検業務の未実施等重大な法令違反が認められた。

これらの法令違反に対して、保安院は、保安業務の改善命令等の行政処分並びに改善指示及び厳重注意の行政指導によって厳正に対処するとともに、プレスリリースやホームページへの掲載などを通じ対外的に公表し、事業者への再発防止策に加え、一般消費者に対する透明性を確保するようにしている。

Ⅲ．事業者及び保安機関が講ずべき具体的な保安対策

最近の事故動向、平成１８年度に実施した事業者及び保安機関に対する立入検査結果等を踏まえ、保安院としては、平成１９年度において、法令遵守及び保安業務の適切な実施をはじめとした以下に掲げる４項目を事業者及び保安機関に要請する。

また、事後規制を着実かつ効果的に実施する観点から、保安院は引き続き事業者及び保安機関に対して適宜立入検査を実施するとともに、経営者から保安に対するコミットメント、保安業務の具体的な実施状況、リスクマネジメントの状況等につ

いて聴取することとする。

なお、平成１９年度の立入検査においては、法定保安業務の実施状況（供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況）、保安に係る帳簿の記載状況、液石法第１４条に基づく書面の交付状況、一般消費者に対する周知状況、緊急時対応等の法令遵守状況を重点的に確認する。

１．法令遵守の徹底

（１）経営者の保安確保へ向けたコミットメント等

法令遵守を推進するため、経営者が自ら社内外に保安に対する姿勢を明確に表明（コミット）し、保安確保の指導力を発揮すること。

法令遵守は事業者として必須の責務であり、法令違反の発生は事業実施の資格を疑わせ、かつ、事故に直接繋がるものであることから、いずれの企業にとっても、安全の確立はなによりも優先されるべきものである。特に、液化石油ガスは、全国約２６００万世帯に供給されている日常生活に密着したエネルギーであり、かつ、事故が起これば一般消費者が事故に巻き込まれる確率の高い製品を供給している事業であることを踏まえ、経営者は自己の置かれている社会的責任の重さを認識し、まず自らが法令遵守や保安確保に対する強い意識を従業員に率先して持つこと。そして、法令遵守や保安確保の意識が従業員個々のレベルにまで浸透するよう、自らが具体的な行動を示すこと。そのための対策として、（２）に述べる自主行動計画の策定や、質量ともに適格かつ適切な人員の配置による保安組織体制の整備、保安教育の充実、保安関連予算の確保、チェック体制（内部監査）の整備等について経営者として積極的に推進すること。

また、経営者は別添の「原子力安全・保安院長表彰制度評価表」を活用する等により、自社における保安の取組状況についての自己認識・自己評価を行い、その上で保安管理体制を見直し、評価が低いと判断した分野については積極的に改善に努めるとともに改善実施状況の確認を行うこと。

（２）保安確保に向けた自主行動計画の策定

前述の通り、法令遵守と保安業務の確実な実施を従業員一人一人に周知・徹底させていくためには、経営者自身が改善に向けた意識改革を行い、その表明をすることが重要である。

その際、単なる決意表明に止まるのではなく、経営の基本方針に消費者の視点に立った「法令の遵守」、「保安の確保」を掲げ、経営者自らの言葉としてその方針を具体化したメッセージを従業員に発することが必要である。

また、リスク管理体制の整備、事故情報の収集・連絡体制の整備、供給設備・消費設備の工事の基準、教育・研修体制の整備等についても行動マニュアルを策定し、周知していくことが必要である。

これらの事項をまとめた自主行動計画を策定し、定期的に点検し、必要な見直しを行っていくことが望まれる。

（３）事業所単位での保安確保

販売事業所や営業所単位で、法令遵守と適正な保安業務を推進していくためには、事業所・営業所の責任者が保安業務の監督責任者としての自覚を持ち、実務面の責任者である業務主任者とともにその企業及び経営者の保安確保の取組を確実に実践していくことが求められる。

業務主任者は、液石法において事業者に選任が義務付けられており、その職務は液石法施行規則（以下「規則」という。）第２４条に規定されているとおり非常に重要である。また、自ら販売する場合の法令遵守はもちろんのこと、保安業務を委託した場合においても当事者意識を持って保安業務が的確に実施されるよう対応することが求められる。

最近の立入検査においても、液石法第１４条に基づく書面の交付、保安業務の実施確認、帳簿記載や報告内容についての監督不足等、業務主任者や事業所・営業所の責任者が十分にその監督責任を果たしていない事例がみられる。

また、各事業所での業務状況について、法令遵守と保安業務の適切な実施が行われているかを本部が確実に把握し、不足・不備があれば改めることができるよう、内部監査体制等の整備を図ることが必要である。

（４）事業者及び保安機関の義務の再認識

保安業務を保安機関に委託している場合、委託元と委託先のそれぞれの業務と役割について再認識をすることが必要である。保安機関による点検・調査の結果、事業者に対して改善が必要である旨の連絡があった場合は、速やかに対応し、その責務を果たすこと。

また、消費先において消費設備に係る事故、特に一酸化炭素中毒事故が起こった場合には、平成１８・０８・２５原院第６号「液化石油ガスに係る事故の届出の徹底について」（平成１８年８月２８日付け）で周知したように、事故原因の分析、確定を慎重に行う必要があることから、事業者が独自に判断することなく、確実に事故届を関係監督官庁に提出すること。特に、ガス消費機器に関する事故については、メーカー名、型式等の製品を特定することができる情報を付して、事故リスク情報として国民に提供することとし、本年１月から、保安院のホームページに速報段階で掲載し、ガス消費機器の取扱に関する注意喚起をしている。これに当たって、液化石油ガス保安規則を改正し、事業者からの事故届に、当該機器の製造者等の名称、機種、型式、製造年月日等について記載すること、従来の都道府県知事への報告に加え、産業保安監督部長にも報告することを義務づけたところである。事業者にあっては、国民に対する事故リスク情報の公表の趣旨に鑑み、速やかに法律に基づく届出を行うこと。

（５）保安教育の確実な実施

事業者においては、液石法上の義務等を従業員全員が認識した上で保安業務が実施されるようにしていくことが必要である。保安教育においては、これら法令遵守の重要性を徹底するとともに、それに違反した場合の法令上の措置と社会的責任についても再認識することが重要である。事業者においては、その幹部の中から保安責任者を定め、これら保安教育が従業員に対して確実に実施されるようにすること。

その際、外部で実施される講習会等の活用も含めた年間保安教育計画を策定し、これを確実に実施すること。

特に、平成１９年度においては、「製品安全対策に係る総点検結果とりまとめ」を受けた省令及び関連告示等の改正が施行され、供給設備等の取り外しに係る省令等の改正に係る施行が予定されていることから、これらの改正事項について、周知徹底を図ること。

なお、高圧ガス保安協会が実施する液化石油ガス設備士講習に関しては、平成１８・１１・０８原院第５号「液化石油ガス設備士講習の一部免除証明の適正化」（平成１８年１１月１０日付け）で周知したように、受講基準に該当するか十分に確認すること。

２．リスクマネジメントの導入

（１）ダブルチェック等による組織内の適切な管理

事故や法令違反等の発生の状況を見ると、保安確保に対する軽視や油断・ゆるみと考えられるものが散見され、また事業所内での保安の責任者によるダブルチェックが行われていないなど組織的な管理・監督が不十分であることがあげられる。事業者及び保安機関においては自社が管理している保安業務等に内在する事故や法令違反が発生するリスク等の要因の洗い出しを徹底して行うことにより、現場実態で異なるそれぞれのリスクを把握・認識し、適切な対策を継続して行うリスクマネジメントの考え方を取り入れるよう努めること。

（２）リスク管理手法の導入

事業者及び保安機関においては保安確保の目標を定め、その管理手法としてＰＤＣＡサイクル（ＰＬＡＮ：計画の策定、ＤＯ：実施及び記録、ＣＨＥＣＫ：目標と実施に対する評価・見直し（内部監査）、ＡＣＴＩＯＮ：計画と実行への改善の反映）という継続的な管理システムの自社の保安活動への導入に努めること。ＰＤＣＡサイクルによるマネジメント管理は、ＣＨＥＣＫ（評価・見直し）を適切に行うことが重要であり、内部監査により自社の保安業務の確実な実施を確認できるチェック体制を構築すること。

３．事故防止対策

（１）一般家庭における一酸化炭素中毒等の事故防止対策

一般家庭における消費者事故については、事故事例にもあるとおり、定期消費設備調査等の際に、事業者が問題の原因や発生を示す事項を見落とさずに、綿密な保安業務を行っていれば防止できた事例もある。それらを今後、確実に防止するためには、事業者及び保安機関において、点検・調査の際や何らかの不具合が発生した際の異常を知らせるサイン・問題事項を見落とすことがないように保安対策が適切に行われることが必要である。

同時に、一般消費者等において液化石油ガスを安全に使用するとの認識付けや安全装置付きの機器を導入する等の保安意識の向上・醸成を図ることが重要であり、そのためにも事業者及び保安機関が保安対策に係る適切な普及啓発の努力を行うことが必要である。

特に、過去に事故の多かったガス風呂釜及びガス瞬間湯沸器並びにガス器具の排気筒の設置不良による一酸化炭素中毒事故については、これまでの各種安全対策の積み重ねや事業者の努力により、重大事故は大幅に減少しているが、事故防止に向けた更なる取組が必要である。平成１８・０９・０１原院第１号「一酸化炭素中毒事故防止対策の促進について」（平成１８年９月１日付け）で要請したように、法定周知の充実を図り、不完全燃焼防止装置が付いていない燃焼器具を使用している一般消費者等に対しては、浴室や室内の換気を確実に行うことや、不完全燃焼防止装置付きや屋外設置式の燃焼器具等への取替等を周知することの徹底を求める。なお、消費者への周知に当たっては、保安院のホームページに掲載されている資料「ガス事故を防ぐための注意事項」等を活用すること。

また、開放式小型湯沸器及び開放式ガスストーブを使用している消費者に対しては、換気の重要性及び換気が不十分な状態で使用すると不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起こし、死亡事故に至るおそれがあることを緊急にチラシ等で周知するとともに、消費者から要請がある場合には無償点検等を実施すること。

さらに、経済産業省の告示で定める特定の強制排気式の燃焼器についての排気状況の点検を確実に行うこと。

（２）埋設管・機器等の事故防止対策

本年１月に北見市で起きた埋設管事故も踏まえ、白管等腐食しやすい供給管を使用している場合には、法令で規定されている通り１年に１回以上漏えい試験を確実に行うこと。また、埋設管を腐食しにくいＰＥ管等への取り替えを促進すること。

なお、埋設されている供給管等の工事を行う際は、酸欠等の事故の防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認すること等により適切に監督すること。

さらに、他工事業者による埋設管破損を防止するため、ガス供給設備周辺で他工事の計画がある場合は確実に工事業者に知らせるように消費者に対して周知すること。

マイコンメーター、調整器、高圧ホース、警報器等は設置環境や使用状況により電池寿命や機器の劣化の進行が異なり、また高圧ホース等の接続不良や調整器に係る事故が多いことから、これら機器の保安確保機能が確実に発揮されているか常に点検し、ガス漏れ等が発生する恐れがあるなど保安上の問題が発生する可能性がある場合には、安全確保の観点から確実に交換すること。また、これらの機器交換後にガス漏えいが発生した事故もあることから、交換作業終了後の検査を確実に行うこと。

なお、調整器、マイコンメーター、バルクローリーの部品等機器の欠陥に伴うリコールが発生しているが、メーカー等と連絡を密にし、これら機器の交換を早急に行うこと。特に、検査孔付きガス栓については、事故も発生していることから平成１９年1月１１日付けで改めて注意喚起したように、定期消費設備調査時等の際に検査孔の蓋（ビス）の有無、締め付け確認等を行うことなどの措置を講じること。

（３）業務用厨房等における事故防止対策

業務用厨房等における事故は、平成１８年は減少したものの依然として留意することが必要であり、事故を減少させるため事業者等は消費設備調査を確実に実施し、消費者に対して消費設備の技術基準の遵守及び業務用燃焼器には安全装置が付いていないものが多いことから、取扱いの注意事項を十分に周知するとともに、不完全燃焼警報器（ＣＯ警報器）の設置や安全装置付き燃焼器具等の使用を消費者に勧めること。

その際、保安院とＬＰガス安全委員会及び高圧ガス保安協会が協力して作成した業務用ＬＰガス保安ガイド「安全・安心にお使いいただくために活用版」、「業務用厨房での事故を防止するために」等により、安全チェックのポイントを説明するなど有効活用を図ること。

（４）営業譲渡時の保安業務の確実な実施

事業者間で営業譲渡等が行われる際には、多くの消費者に対して一時期に集中して１４条書面交付や供給開始時点検・調査等の保安業務を実施する必要が生じる場合があるが、譲渡前の保安状況も事前に確認し、自社の保安業務の遂行に関して人員の確保、実施日数等について適切に判断した上で行うこと。営業譲渡等を受けた事業者は、保安業務の実施状況について確実に事業所において確認すること。

なお、点検等の結果、技術基準等に不適合な供給設備等があれば速やかに改善すること。

（５）バルク供給にかかる事故防止対策

バルク供給は着実に普及が進んでいる一方で、ヒューマンエラー又は設備面での不具合を原因とする事故も発生していることから、これまで発生した事故事例やヒヤリハット事例を共有し、これらを教訓としての対策を含む事故防止

対策に努めること。また、安全弁の交換を所定の期間内に確実に実施するとともに、維持管理を適切に行うこと。

なお、平成１９年１月１１日「バルク貯槽用安全弁の点検及び交換時における確実な元弁閉止について（注意喚起）」で周知したように、バルク貯槽用安全弁の点検・交換時に、安全弁の構造により、取扱手順が異なることに気づかず、元弁の閉止を行わなかったことによる大量のガス漏えいが発生した事故が複数発生している。同文書にて示したように、安全弁の交換を行うときは、元弁構造に適した手順で行うなど、事故再発防止の徹底を図ること。

（６）落雪事故防止対策

平成１８年は、「平成１８年豪雪」による積雪寒冷地での落雪被害（調整器、供給管等の損傷によるガス漏れ等）が増大した。今回の被害を教訓に、適切な落雪対策を講じ、ガス漏れ等の事故を防止すること（高圧ガス保安協会作成の「ＬＰガス設備設置基準及び取扱要領」の１８８頁等を参考）。また、高圧ガス保安協会の協力で作成した「雪害事故防止に向けて」等のチラシを活用し、消費者への注意喚起を図ること。

４．自然災害対策

近年、平成１６年１０月の新潟県中越地震、平成１７年３月の福岡西方沖地震、平成１８年７月豪雨等、多数の自然災害が発生したが、幸いＬＰガスについては二次災害の発生は見られなかった。これらの災害時の貴重な教訓を生かし各地域において防災対策が整備されつつあるが、今後も事業者は「ＬＰガス消費者地震対策マニュアル」（平成１７年６月）を活用し、容器転倒防止の鎖がけのチェックやガス放出防止器の設置を励行すること。

同時に、大規模災害が発生した場合、復旧支援にあたってＬＰガスの果たす役割は重要であり、復旧支援を迅速に行うためには、地域レベルでの連携体制の強化を図っておくことが不可欠である。このため、都道府県協会と地方自治体との間の地域防災協定の締結等により、あらかじめ防災対応の体制を構築しておくこと。

また、震度５弱以上の地震や豪雨等の災害が発生した場合には、復旧対策を図る上でも、迅速な被害状況の把握が必要である。ＬＰガスに関しては、被災直後の情報収集・集約の迅速化が課題となっており、事業者は被災状況等の報告を都道府県に速やかに行うこと。

別添

原子力安全・保安院長表彰制度評価表

３６ページの評価項目を参照してください（同じ内容です）

４．最近の法令改正について

最近の法令改正等について

第１章　改正項目一覧

Ⅰ　高圧ガス保安法液石則関係

	施行日	項　目	概　　要	備　考
1	H19.1.1	監督部への事故報告	・　燃焼器・ガス栓等の重大事故については産業保安監督部に直接報告する。	高圧法液石則第93条の2
2	H19.1.1	知事への事故届の報告事項の追加	・　知事に届け出る特定消費設備に係る事故届の報告事項に当該特定消費設備の「製造者又は輸入者の名称、機種、型式、製造年月」が追加された。	高圧法液石則第96条

Ⅱ　液石法施行規則関係

	施行日	項　目	概　　要	備　考
1	H19.1.1	大臣の緊急調査	・　消費設備について死亡事故等の恐れがある場合、経済産業大臣は緊急の調査を実施できる。	液石法施行規則第37条第3号
2	H19.4.1	強制排気式燃焼器の排気テスト・ステッカー貼付	・　定期消費設備調査の際に、告示で定める強制排気式燃焼器の排気テストを行う。 　なお、排気テストに不合格の場合はメーカーに連絡し、合格の場合は注意喚起ステッカーを貼付する。	液石法施行規則第44条第1号ﾑ
3	H19.4.1	帳簿の記載事項の追加･保存期間の延長	・　帳簿の記載事項に燃焼器の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月が追加された。 ・　帳簿の保存期間が次回調査時まで（4年）となった。	液石法施行規則第131条

			・　消費者の承諾が得られず定期供給設備点検・定期消費設備調査を行えなかった場合は、帳簿に、消費者の氏名、住所等を記載する。	
4	H19.7.1	開放式湯沸器の周知サイクルの短縮	・　開放式湯沸器の消費者には、周知文書の配布・周知を年1回以上行う。 　なお、現行の液石法施行規則第38条では、不燃防のない湯沸器(密閉式・屋外式は除く)の消費者には、周知文書の配布・周知を年1回以上行うことになっている。	液石法施行規則第38条
5	H19.7.27	ＬＰガス設備の無断取り外しの規制	・　自社の容器でない容器の取り外しが必要な場合は、当該供給者に事前に連絡する。 ・　硬質管の取り外しや切断は、液化石油ガス設備士でなければできない。 ・　硬質管の取り外しや切断を行う場合は特定液化石油ガス設備工事事業の届出を行わなければならない。	液石法施行規則 第18条第8号の2 ・同条第23号 ・第19条第7号 ・第44条第1号ラ ・同条第2号イ ・第108条 ・第111条

Ⅲ　特監法施行規則関係

	施行日	項　目	概　　要	備　考
1	H19.4.1	不正改造禁止	・　ガス機器（湯沸器・ガス風呂がま）の不正な改造は、一切禁止される。違反者には、罰則がある。 ・　修理の際は、メーカーから指示された作業手順に従う。	特督法 施行規則 第2条 ・第3条

Ⅳ　消費生活用製品安全法関係

	施行日	項　目	概　　要	備　考
1	H19.5.14	製品を販売する事業者の努力義務	・　製品の販売を行うＬＰガス販売事業者は、次の事項を行う（努力義務）。 ①　事故情報収集・消費者への提供。 ②　重大事故発生を知った際、メーカーに通知する。 ③　メーカーが行う回収等の危害防止に協力する。 ④　メーカーが回収等の緊急命令を受けているときは協力する。	消費生活用製品安全法第３４条・第３８条
2	H19.5.14	ｎｉｔｅへの事故報告	・　消費生活用製品に関する事故情報（重大事故も含む）について、販売事業、設置工事事業、修理事業等を行う者は、nite（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に報告を行う。	大臣官房商務流通審議官通達
3	H20.4 予定	長期使用のガス機器のメーカーによる点検	・　燃焼機器等の製品出荷後の使用時におけるメンテナンス不備や経年劣化の対策として、設置後の一定期間経過後に製造事業者等による点検、メンテナンスを行う。	製品安全小委員会で検討中

Ⅴ　液石法器具省令関係（メーカー等への規制）

	施行日	項　目	概　　要	備　考
1	H20.4 予定	再点火防止装置の義務化	・　開放式湯沸器への再点火防止装置（インターロック機能）の義務化等、安全基準が厳格化される。	液石法 器具省令
2	H20.10 予定	ガスこんろ全口に過熱防止装置設置	・　ガスこんろ火災を防止することから、全口に安全装置（調理油過熱防止装置等）の設置が、義務化される。	液石法 器具省令

第２章　改正概要について

Ⅰ　高圧ガス保安法液石則関係

１．監督部への事故報告（高圧法液石則第９３条の２）

特定消費設備に関する**重大事故**については国（産業保安監督部）に直接報告することを義務付けた。

＊「特定消費設備」とは

ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除いた消費設備（例：末端ガス栓、燃焼器用ホース、コンロ、開放式湯沸器）

＊「重大事故」とは

① 特定消費設備の使用に伴う死亡、中毒又は酸素欠乏症事故

② 特定消費設備から漏えいしたガスへの引火により発生した負傷又は物損事故

○　報告する内容

事故の発生日時、場所、概要、原因、当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式、製造年月その他参考となる事項

○　報告する方法

電話、ＦＡＸその他適当な方法

＊　H19.1.1 施行

［特定消費設備の例］

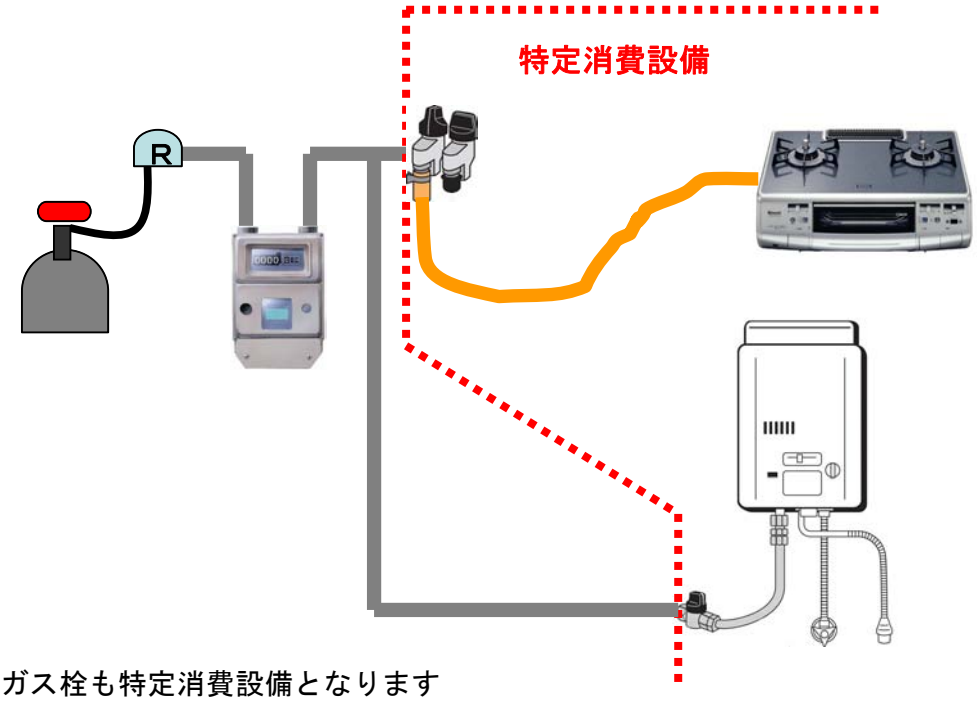

注）ガス栓も特定消費設備となります

監督部へのＦＡＸによる報告様式（大分県協会の例）

監督部への報告は、電話、ＦＡＸその他適当な方法によることとなっていますが、これはＦＡＸによる報告様式の例です。

九州産業保安監督部保安課(事故連絡先　電話番号　092－482－5469)

速報送信先　FAX番号　092－482－5932

ＬＰガス事故発生報告書　（速報第　　報）

事故発生日時	平成　年　月　日　午前・午後　時　分頃			
事故発生場所 (該当するものに○印を付けること)	市郡　町村大字 氏名又は名称 戸建住宅・マンション・アパート・雑居ビル・寮・旅館・飲食店・その他店舗（　）・ 事務所・学校・集会所・医病院・作業所・工場・運搬中・ＬＰガス事業所・その他（　）			
事故の概要				
被害者と損害区分 (該当するものに○印を付けること)	人的被害（無・不明）		物的被害（有・無・不明）	
	有（不明）	死亡（　名）うち（第三者　名）	全焼・全壊・半焼・半壊・一部焼・破損・焦損・漏損・（　）	
		重症（　名）うち（第三者　名）	マンション・集合住宅・雑居ビル等の場合	
		軽症（　名）うち（第三者　名）	総戸数　戸の内被害　戸 総室数　室の内被害　室	
事故の原因				
事故発生の特定消費設備	機器製造メーカー名称		機器製造メーカー名称	
	機種		機種	
	型式		型式	
	製造年月	年　月	製造年月	年　月
その他参考となる事項	機器製造メーカーへの事故連絡（連絡済・連絡していない）			

平成　年　月　日

九州産業保安監督部長　殿

報告者(供給事業者)

所在地

名称

代表者名　　㊞

報告者
氏名

連絡先 ☎　　(　　)

（関係法令）

高圧法液石則

（報告の徴収）

第九十三条の二　法第六十一条第一項 の規定により、液化石油ガス法第六条 の液化石油ガス販売事業者は、同法第二条第五項 に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）について次に掲げるいずれかの事故が発生したときは、直ちに事故の発生日時及び場所、概要、原因並びに当該事故に係る特定消費設備の製造者又は輸入者の名称、機種、型式及び製造年月その他参考となる事項について、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により事故の発生した場所を管轄する産業保安監督部長に報告しなければならない。

一　特定消費設備の使用に伴い人が死亡し、中毒し又は酸素欠乏症となつた事故

二　特定消費設備から漏えいしたガスに引火することにより発生した負傷又は物損事故

２．知事への事故届の報告事項の追加

（高圧法液石則第９６条）

知事に届け出る特定消費設備に係る事故届の報告事項に当該特定消費設備の「製造者又は輸入者の名称、機種、型式、製造年月」を追加した。

＊　H19.1.1 施行

【参考】

○　高圧法液石則第９６条に係る事故の報告先

事故の種類	報告先		期限等		様式等
1. 特定消費設備に係る重大事故	①都道府県知事	両方に報告する	遅滞なく		様式第５７の２
	②国（産業保安監督部）		最初の報告	直ちに	特になし（電話、ＦＡＸその他適当な方法）
			追加報告	事故発生の日から１０日以内	
2. 特定消費設備に係る事故（重大事故以外）	都道府県知事		遅滞なく		様式第５７の２
3. 上記1. 及び2. 以外のＬＰガス事故	都道府県知事		遅滞なく		様式第５７

（関係法令）

高圧法液石則

（事故届）

第九十六条　法第六十三条第一項 の規定により、都道府県知事に事故を届け出ようとする者は、様式第五十七の事故届書（特定消費設備に係る事故の場合にあつては様式第五十七の二の事故届書）を事故の発生した場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

参考　事故届

様式第５７の２（第９６条関係）

<table>
<tr><td colspan="3">事　故　届　書</td><td>液石</td><td>×整理番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td></td><td>×受理年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">氏名又は名称（事業者の名称又は販売所の名称を含む。）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">住所又は事務所（本社）所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業所所在地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事故発生年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事故発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事故の状況</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td rowspan="8">事故発生の特定消費設備</td><td colspan="2">製造者又は輸入者の名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">機種</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">型式</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">製造年月</td><td colspan="3">年　月</td></tr>
<tr><td rowspan="4">特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第６条の規定による表示</td><td>工事業者の氏名又は名称及び連絡先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>監督者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>資格証の番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>施工内容及び施工年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　月　日

代表者　氏名　　印

都道府県知事　殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

３　事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第５７（第９６条関係）

事　故　届　書	液石	×整理番号	
		×受理年月日	年　月　日
氏名又は名称（事業者の名称又は販売所の名称を含む。）			
住所又は事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
事故発生年月日			
事故発生場所			
事故の状況	別紙のとおり		

年　月　日

代表者　氏名　　印

都道府県知事　殿

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　×印の項は記載しないこと。

３　事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

Ⅱ　液石法施行規則関係

１．大臣の緊急調査

（液石法施行規則第３７条第３号）

消費設備を使用する者の生命又は身体について当該消費設備の使用による災害が発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、経済産業大臣の定めるところにより調査を求めることができることとなった。

＊　H19.1.1 施行

平成１８年７月に発生した、パロマ工業（株）製半密閉式ガス湯沸器によるＣＯ中毒事故は社会的問題に発展しました。

この件に関し、経済産業省からの要請を受け、都道府県協会を通じ、全国のＬＰガス販売事業者に対し、対象機器の設置状況の調査を行いました。

この調査は、法令の根拠に基づくものではなく、要請に基づく自主的な取り組みとして行ったものでした。

今回の改正は、上記のような調査を法令に基づくものとして実施することができるようにしたものです。

（関係法令）

液化石油ガス法施行規則

（消費設備の調査の方法）

第三十七条　法第二十七条第一項第二号 に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項 の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

（略）

三　経済産業大臣が消費設備を使用する者の生命又は身体について当該消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、前二号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。

２．強制排気式燃焼器の排気テスト・ステッカー貼付

（液石法施行規則第４４条第１号ム）

告示で定める強制排気式（ＦＥ式）燃焼器について、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されることを確認することが調査項目に加えられた。

また、通達で下記のとおりとなった。

保安機関は告示で定める強制排気式燃焼器の排気の確認を行い

① 不合格となった燃焼器については、お客様に対し使用禁止の要請を行うとともに当該燃焼器メーカーに速やかに連絡をする。

② 合格した燃焼器については、電源プラグを差し込んで使用すること等の注意喚起を記載したステッカーを貼付する。

＊ H19.4.1施行

○ ステッカーは平成１９年３月に都道府県協会を通じて配布しました。

○ 全国一斉ＬＰガス保安高度化運動の一環として、不完全燃焼防止装置のない燃焼器具の交換運動を推進しています。今回の告示で定める強制排気式燃焼器はいずれも不完全燃焼防止装置が付いていないことから、設置が判明した場合は交換の推進をお願いいたします。

［ステッカー］

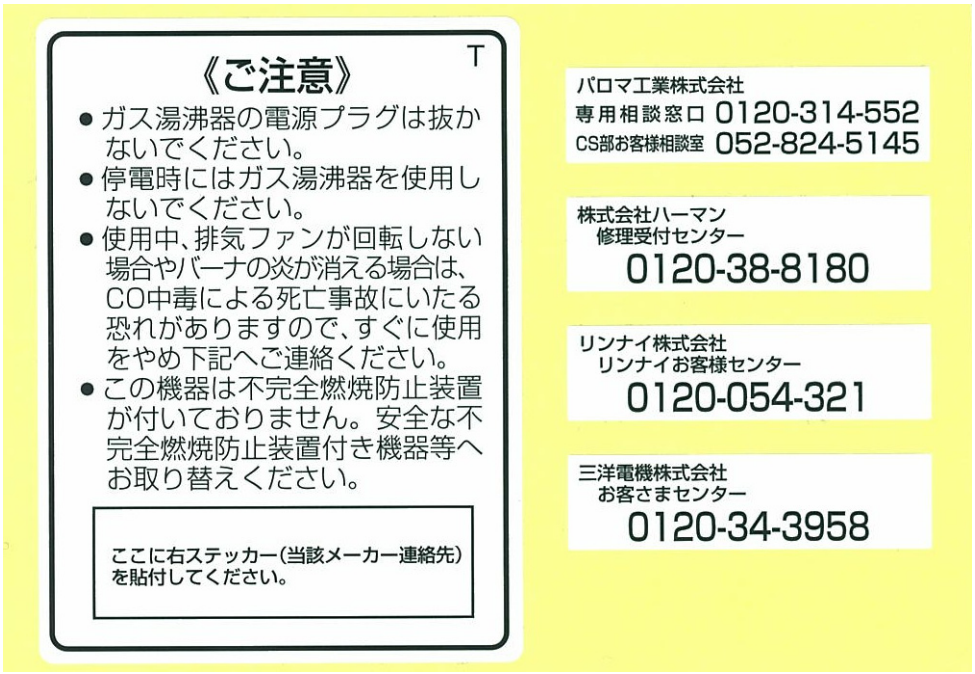

（関係法令）

液化石油ガス法施行規則

第四十四条　法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

（略）

ム　強制排気式の燃焼器であって告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。

３．帳簿の記載事項の追加･保存期間の延長

（液石法施行規則第１３１条）

- **帳簿の記載事項に燃焼器の製造者又は輸入者の名称、型式、製造年月が追加された。**
- **帳簿の保存期間が次回調査時まで（４年）となった。**
- **消費者の承諾が得られず定期供給設備点検・定期消費設備調査を行えなかった場合は、帳簿に、消費者の氏名、住所等を記載することとなった。**

＊　H19.4.1 施行

（関係法令）

液化石油ガス法施行規則

（帳簿）

第百三十一条　（略）

２　法第八十一条第一項の規定により保安機関が帳簿に記載すべき事項は、自ら行う販売事業に係る保安業務にあっては販売所ごとに、委託を受けた保安業務にあっては当該委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

記載すべき場合	記載すべき事項
一　供給開始時点検・調査を行った場合	一　供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二　供給開始時点検・調査を行った者の氏名 三　供給開始時点検・調査の結果 四　供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一項第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容 五　供給開始時点検・調査又は通知の年月日 六　供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の

	名称 七　供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
二・三（略）	
三の二　法第三十四条ただし書の規定により定期供給設備点検を行わなかった場合	一　法第三十四条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二　法第三十四条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 三　法第三十四条ただし書中の承諾を求めた年月日
四　定期消費設備調査を行った場合	一　定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二　定期消費設備調査を行った者の氏名 三　定期消費設備調査の結果 四　定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第一項第二号の通知をした場合は、その内容 五　定期消費設備調査又は通知の年月日 六　定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称 七　定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月
四の二　法第三十四条ただし書の規定により定期消費設備調査を行わなかった場合	一　法第三十四条ただし書中の承諾を得ることができなかった一般消費者等の氏名又は名称及び住所 二　法第三十四条ただし書中の承諾を求めた者の氏名 三　法第三十四条ただし書中の承諾を求めた年月日
五～七（略）	

３・４　（略）

５　法第八十一条第一項の規定により、保安機関は、第二項に掲げる事項を記載した帳簿を事業所ごとに備え、記載の日から二年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる保安業務に係る事項については、当該保安業務が次に実施されるまでの間保存しなければならない。（当該一般消費者等に係る保安業務を行うことにつき委託契約を締結している場合及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場合であって当該一般消費者等と販売契約を締結している場合に限る。）

一・二　（略）

６～８　（略）

４．開放式湯沸器の周知サイクルの短縮

開放式湯沸器の消費者には、周知文書の配布・周知を年１回以上行うこととなった。

また、通達において下記の周知事項が追加された。

同周知事項については経済産業省原子力安全・保安院が次ページの内容のチラシをホームページに掲載することから、既に周知文書を作成している場合は、同チラシをなるべく配布願います。

○　瞬間湯沸器について、自動的に消火する現象が繰り返し発生する場合は再点火してはならない。

○　ガス漏れ警報器に関して次の事項を確認及び注意する。

・警報器が適切な位置に設置されていること
・警報器の電源プラグを常時コンセントに差し込むこと
・警報器の周りに物を置かないこと
・警報器が交換期限内のものであることを確認すること

＊　H19.7.1 施行

［周知サイクル一覧］

		立ち消え安全装置及び不完全燃焼防止装置	改正前	改正後
湯沸器	開放式	有	２年	１年
		無	１年	
	半密閉式	有	２年	
		無	１年	
	密閉式・屋外式	―	２年	
ふろがま	半密閉式	有	２年	
		無	１年	
	密閉式・屋外式	―	２年	

＊　ここでいう「ふろがま」とは、令別表第一の「液化石油ガス用バーナー付ふろがま」及び「ふろがま」をいう。

LPガスの使用時にご注意いただきたいこと

～屋内に設置されたガス瞬間湯沸器・LPガス用のガス漏れ警報器のご使用に当たって～

○屋内に設置されたガス瞬間湯沸器の再点火操作に関する注意！

屋内に設置されたガス瞬間湯沸器については、点火の後、自動的に消火する現象が繰り返し発生する場合には、再点火は行わないでください。

繰り返し点火操作を行った結果、不完全燃焼による一酸化炭素中毒事故で、死亡したケースがあります。

ただちに使用を中止し、ガス機器の購入先やLPガス販売事業者にご連絡ください。

☆共同住宅、学校・病院などの人が多く集まる施設、地下室等に燃焼器が設置されている場合には、原則として法令によりLPガス用ガス漏れ警報器の設置が義務付けられています。

○警報器が適切な位置に設置されているかを確認しましょう

LPガス用のガス漏れ警報器は、下の図のように床に近い場所に設置されていますか。

誤った設置位置ではガス漏れを感知しませんので、警報器の設置場所を確認しましょう。

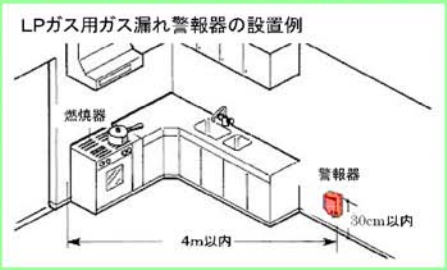

○警報器の電源プラグは常時コンセントに差し込んでおきましょう

警報器を設置しているにもかかわらず、電源プラグが抜かれていたため、ガス漏れが感知されず、発見が遅れたり、事故が拡大したケースがあります。

警報器は電源が入っていないと作動しませんので、電源プラグは常時コンセントに差し込んでおきましょう。

○警報器が交換期限内のものかを確認しましょう

警報器の交換期限は5年です。

交換期限を迎えていないか確認し、期限が過ぎる前に、LPガス販売事業者に連絡しましょう。

※交換期限は西暦年4桁の数字で表示

ラベルの形状、大きさ、色はメーカーにより異なります。

○警報器のまわりにものを置かないようにしましょう

警報器のまわりにものを置いていると、ガス漏れを感知しにくくなります。

警報器のまわりにものを置かないようにしましょう。

LPガス販売事業者の連絡先

経済産業省原子力安全・保安院

（関係法令）

液化石油ガス法施行規則

（周知の方法）

第三十八条　法第二十七条第一項第三号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、その保安業務に係る一般消費者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、同条各号の事項を周知させることとする。ただし、次の各号に掲げるものを所有又は占有する者にあっては供給開始時及び一年に一回以上の回数で行うこととする。

一　令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式のものに限る。）

二　令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（前号に掲げるもの、密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）、液化石油ガス用バーナー付ふろがま（密閉燃焼式及び屋外式のものを除く。）又はふろがま（パイロットバーナー等に点火しなかった場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えした場合に、自動的にバーナーへの液化石油ガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定期間経過後も再点火しないときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を含む。）及び不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものを除く。）

液化石油ガス法施行令

別表第一　（第三条関係）

（略）

三　液化石油ガス用瞬間湯沸器

（液化石油ガスの消費量が七十キロワット以下のものに限る。）

（略）

五　液化石油ガス用バーナー付ふろがま（液化石油ガスの消費量が二十一キロワット（専用の給湯部を有するものにあつては、九十一キロワット）以下のものに限る。）

（略）

六　ふろがま

（液化石油ガス用バーナーを使用することができ、かつ、液化石油ガス用バーナーを使用した場合における液化石油ガスの消費量が二十一キロワット以下である構造のものに限り、密閉燃焼式のもの及び屋外式（屋外に設置され、風雨の影響に耐える構造を有する方式をいう。以下同じ。）のもの並びに液化石油ガス用バーナーが取り付けられているものを除く。）

５．ＬＰガス設備の無断取り外しの規制

・　自社の容器でない容器の取り外しが必要な場合は、当該供給者に事前に連絡する。

参考　罰則：３０万円以下の罰金（上記に関し大臣又は知事の改善命令に違反した場合）

・　硬質管の取り外しや切断は設備士でなければできない。
（ただし、ＬＰガス供給契約の解除により適切に容器等が撤去され、ＬＰガスの供給状態となっていない場合には、設備士でなくても硬質管等の取り外しが可能である。）

参考　罰則：３月以下の懲役又は３０万円以下の罰金

・　硬質管の取り外しや切断を行う場合は特定液化石油ガス設備工事事業の届出を行わなければならない。

参考　罰則：二十万円以下の罰金

＊　H19.7.27 施行

（関係法令（案））

液化石油ガス法施行規則

（販売の方法の基準）

第十六条　法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～十三（略）

十四削除

十五～二十三（略）

（供給設備の技術上の基準）

第十八条　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～八（略）

八の二　集合装置又は供給管（以下この号において「集合装置等」という。）は、次に定める基準に適合するよう修理し、又は取り外すこと。

イ・ロ（略）

ハ　集合装置等には、当該集合装置等の修理又は取り外しが終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。

九～二十二（略）

二十三　供給管若しくは集合装置又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。

（バルク供給に係る供給設備の技術上の基準）

第十九条　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一～六（略）

七　前条第四号から第七号まで、第八号の二から第十六号まで及び第十八号から第二十三号までの基準に適合すること。この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。

八（略）

（消費設備の技術上の基準）

第四十四条　法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イ～ナ（略）

ラ配管は、次に定める基準に適合するよう修理し、又は取り外すこと。

(1)・(2)（略）

(3)配管には、当該配管の修理又は取り外しが終了したときは、当該配管から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。

ム（略）
二（略）
イ（略）
(1) ～(13) （略）
(14)配管又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。
ロ（略）

（液化石油ガス設備工事の作業）

第百八条　法第三十八条の七の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油ガス設備工事に係る次に掲げる作業とする。

一（略）
二　硬質管の相互を接続し(アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。)、若しくは硬質管を取り外し、又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業
三　次に掲げる器具等と硬質管を接続し(イからニまでに掲げる器具等と硬質管を接続する作業にあっては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。)、又は取り外す作業
イ～ヘ（略）
四・五（略）

（特定液化石油ガス設備工事）

第百十一条　法第三十八条の十第一項の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事は、次に掲げるものとする。

一　硬質管相互の接続(アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。)若しくは硬質管の取り外し又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する工事
二　次に掲げる器具等と硬質管の接続(イからニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあっては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。)又は取り外しに係る工事
イ～ヘ（略）

Ⅲ　特監法施行規則関係

１．不正改造禁止

（特監法施行規則第２条・第３条）

・安全装置の機能の変更を伴う工事は有資格者の監督下で行うことを義務付けた。

・有資格者が監督する際、安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示することとした。

＊　H19.4.1 施行

（関係法令）

特監法施行規則

（軽微な工事）

第二条　法第二条第二項の経済産業省令で定める軽微な工事は、次のとおりとする。

一　特定ガス消費機器であつて、屋外に設置されるものの設置又は変更の工事（屋内に位置を変更するものを除く。）

二　特定ガス消費機器に該当する燃焼器に接続される排気筒又は当該排気筒に接続される排気扇（以下「排気筒等」という。）の変更の工事であつて、当該排気筒等の材料、位置、形状又は能力の変更を伴わないもの（密閉式の特定ガス消費機器の給排気部に係るもの及び前号に掲げるものを除く。）

三　特定ガス消費機器に該当する燃焼器の変更の工事であつて、ガスの消費量の増加、位置の変更又は告示で定める安全装置の機能の変更を伴わないもの（密閉式の特定ガス消費機器の給排気部に係るもの及び第一号に掲げるものを除く。）

（監督の方法）

第三条　法第三条の規定による監督は、次の各号により行うものとする。

一　特定工事の施工場所において、特定ガス消費機器の設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安全装置の機能を喪失させてはならないことを指示すること。

二・三　（略）

Ⅳ　消費生活用製品安全法関係

１．製品を販売する事業者の努力義務

（消費生活用製品安全法第３４条・第３８条）

【ＬＰガス販売事業者が対象となる主な内容】

①　製品の販売を行う事業者は、当該製品において、製品事故が発生した場合、事故に関する情報を収集し、消費者に対し、適切に提供するよう努めなければならない。

②　製品の販売・修理・設置を行う事業者は、当該製品について重大製品事故の発生を知った際、その旨を当該製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない。

③　製品の販売を行う事業者は、製造事業者又は輸入事業者が行う回収その他の危害の発生及び拡大を防止する措置に協力するよう努めなければならない。

④　製品の販売を行う事業者は、製造事業者又は輸入事業者が製品回収等の緊急命令等を受けているときは、その措置に協力しなければならない。

＊「消費生活用製品」とは

主として一般消費者の生活の用に供される製品をいいます。高圧ガス保安法に規定する容器は除かれます。

＊「製品事故」とは

①　一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故、あるいは、

②　消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

＊「重大製品事故」とは

製品事故のうち危害が重大なものであって、以下の事故

- ○　死亡事故
- ○　重傷病事故（治療に要する期間が３０日以上の負傷・疾病）又は後遺障害事故
- ○　一酸化炭素中毒事故
- ○　火災（消防が火災として確認したもの）

＊　H19.5.14 施行

消費生活用製品安全法

（事業者の責務）

第三十四条　消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売（一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ）の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

２　消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知つたときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第三十八条　消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。

２　消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者がとろうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力するよう努めなければならない。

３　消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

２．ｎｉｔｅへの事故報告（大臣官房商務流通審議官通達）

消費生活用製品に関する事故情報（重大事故も含む）について、販売事業、設置工事事業、修理事業等を行う者は、nite（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に報告を行う。

＊　H19.5.14 施行

niteの報告先一覧

独立行政法人製品評価技術基盤機構本部及び支所一覧

所名	郵便番号	住所	電話	FAX
事故情報専用フリーダイヤルファックス（大阪本部に設置）				0120-23-2529
E-mailによる通知先			jiko@nite.go.jp	
本部 大阪	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館	06-6942-1114	06-6946-7280
本部 東京	151-0066	東京都渋谷区西原2-49-10	03-3481-1820	03-3481-1934
北海道支所	060-0808	北海道札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2324	011-709-2326
東北支所	983-0833	宮城県仙台市宮城野区東仙台4-5-18	022-256-6423	022-256-6434
北関東支所	376-0042	群馬県桐生市堤町3-7-4	0277-22-5471	0277-43-5063
中部支所	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-1931	052-951-3902
北陸支所	920-0024	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076-231-0435	076-231-0449
中国支所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館	082-211-0411	082-221-5223
四国支所	760-0023	香川県高松市町寿町1-3-2 高松第一生命ビルディング５Ｆ	087-851-3961	087-851-3963
九州支所	815-0032	福岡県福岡市南区塩原2-1-28	092-551-1315	092-551-1329

ｎｉｔｅの報告様式

通　知　書

（nite 様式-2）

取扱注意

（販売事業者、リース事業者、設置工事事業者、修理事業者、関係団体、地方公共団体（消費生活センター等を含む。）用）

（注）※印の欄には記入しないでください。

※ 管 理 番 号	
※ 受 付 年 月 日	年　月　日

製　品　名 品名（ブランド名）		
機種・型式等		生産国名：
製品に付されている表示又はマーク		取扱説明書の有無　有　・　無
事故発生年月日	年　月　日　午前・午後　時頃	
事故発生場所	●（住所） （具体的場所）	
被　害　者	●氏　名：　性別：　男　・　女　●年齢：　才	
火災の有無	1.有　2.無	一酸化炭素中毒の有無　1.有　2.無
人的被害の概要	1.死亡（　）名　2.負傷又は疾病（全治 30 日以上のもの）（　）名　3. その他軽傷又は疾患 （病院治療（　）名・家庭内治療（　）名） 1.骨折　2.打撲　3.裂傷　4.擦過傷　5.火傷　6.皮膚障害　7.視覚障害 8.聴覚又は平衡機能障害　9.嗅覚機能の障害　10.音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 11.肢体不自由　12.循環器機能の障害　13.呼吸器機能の障害　14.消化器機能の障害 15.泌尿器の機能の障害　16.一酸化炭素以外の中毒（　） 17.窒息　18.感電　19.その他（　） □人的被害なし	
人的被害以外の被害状況	1.製品破損の有無　有　・　無 2.当該製品の周辺への被害拡大の有無　有（その内容　）　・　無	
製品の購入及び使用状況	購入年月日：　年　月　日　使用期間：　年　ヶ月（　日） 購　入　先：	
事　故　内　容	（詳細を記述してください。別紙に記載していただいても結構です。）	
事　故　原　因 （貴所における所見）		
●被害者の要望	1.被害金額の弁償　2.製品交換　3.修理・点検　4.引き取り（代金返済）　5.慰謝料 6.調査・原因究明　7.謝罪（他になし） 8.その他（　）	
製造事業者等の名称及び所在地	（名称）： （業種）1.製造事業者　2.輸入事業者　3.発売元　4.その他	
	（所在地）： （電話番号）： ●（担当者氏名）：	
通知書作成者	（名称・機関名）　（氏名） e-mail：	
	（住所）　（電話番号）： （ＦＡＸ）：	
事故品の提供及び事故品の解体についての確認	事故品提供について（事故品をｎｉｔｅに提供していただけますか。）→　可　・　否 事故品返却について（提供いただける場合は、返却する必要がありますか。）→　要　・　否 事故品解体について（試験によって解体してもよろしいですか。）→　可　・　否	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

（注）・通知に当たっては、原則として本様式によりますが、他の様式でも上記項目が網羅されていれば、本通知書に替えることができます。また、●印の項目の記載（住所については町村以下の部分に限る。）は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）に基づく開示請求があった場合においても原則不開示としますが、既に公表されているものについては開示されます。

３．長期使用のガス機器のメーカーによる点検

（１）経緯等

経年劣化による燃焼器具等の事故防止対策として、経済産業省では、審議会（製品安全小委員会）を開催し、長期使用製品について製造事業者等が点検を行う制度について検討を行っています。

この検討は法改正を視野に入れており、今後は、秋の臨時国会に法律（消費生活用製品安全法）改正の提案を行う予定となっています。

（２）点検制度の主な概要

経済産業省での現在までの検討内容等から、次の方向となることが考えられます。

① 当初は、法令施行後の新製品から点検対象が義務化されることになっていたが、最終的には、現在消費者先に設置されている既販品に対しても点検制度を導入することとなった。

② 対象製品は既販品も含め長期に使用される製品のうち、重大事故（火災やＣＯ中毒等の事故）になりやすい、ガス機器、石油製品、電気製品が対象となる予定。

なお、現在のところ、ＬＰガス関係では屋内型瞬間湯沸器と屋内型ふろがまがあげられています。

③ 消費者には、設計耐用年数等を踏まえ、一定期間（例えば１０年＋αの時期までの数年間程度）に点検を受ける義務を課す。

④ 製造事業者等には、消費者からの依頼を受けて点検を行う義務を課す。

⑤ 点検費用は、消費者の利益・公平性を考慮し、後払い方式とする。

⑥ 製造事業者等は、消費者が記入した指定製品説明・所有者連絡カードに基づき当該消費者に点検通知等を送付する。

⑦ 製品の販売事業者は、同カードを消費者に交付し、その内容を説明する。また、消費者が記入した同カードを製造事業者等に返送するなどの協力をする。

⑧ リコールに至らない事故の未然防止のための、消費者の個人情報の取扱いについて、検討を進める。

⑨ 中古品についても具体的な検討を進める。

＊　H20.4 施行予定

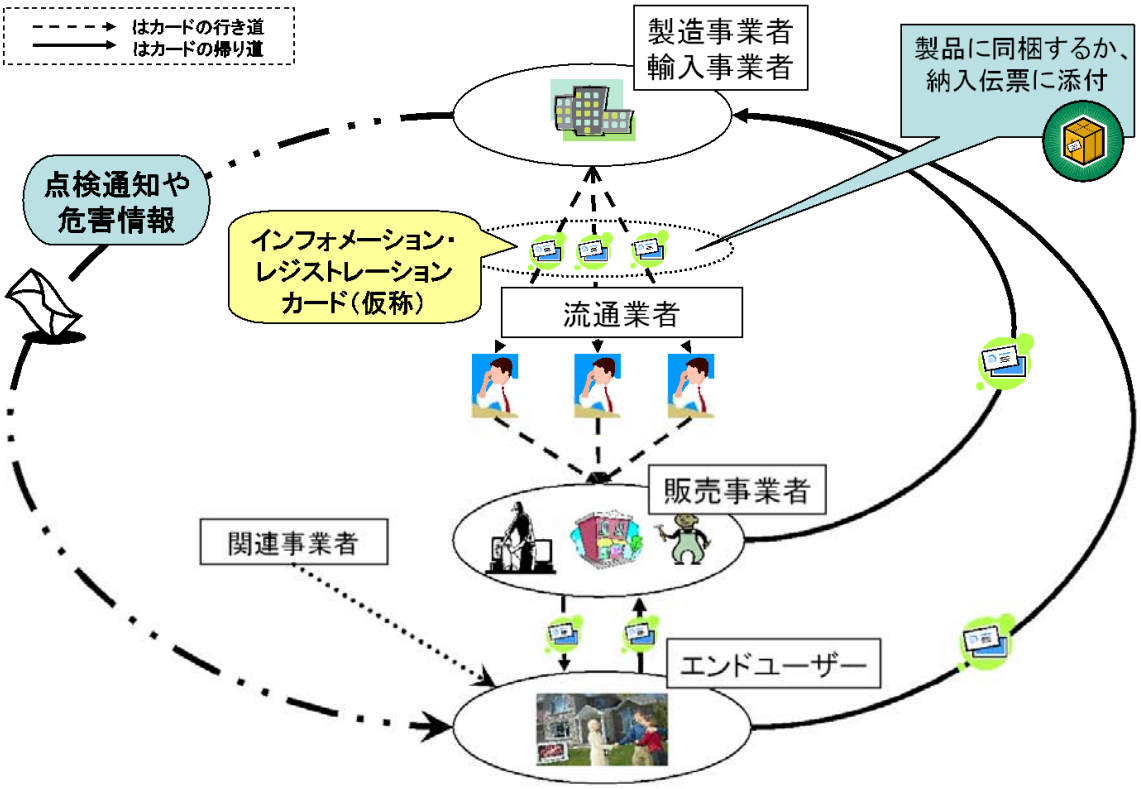
はカードの行き道
はカードの帰り道
製造事業者
輸入事業者
製品に同梱するか、
納入伝票に添付
点検通知や
危害情報
インフォメーション・
レジストレーション
カード（仮称）
流通業者
販売事業者
関連事業者
エンドユーザー

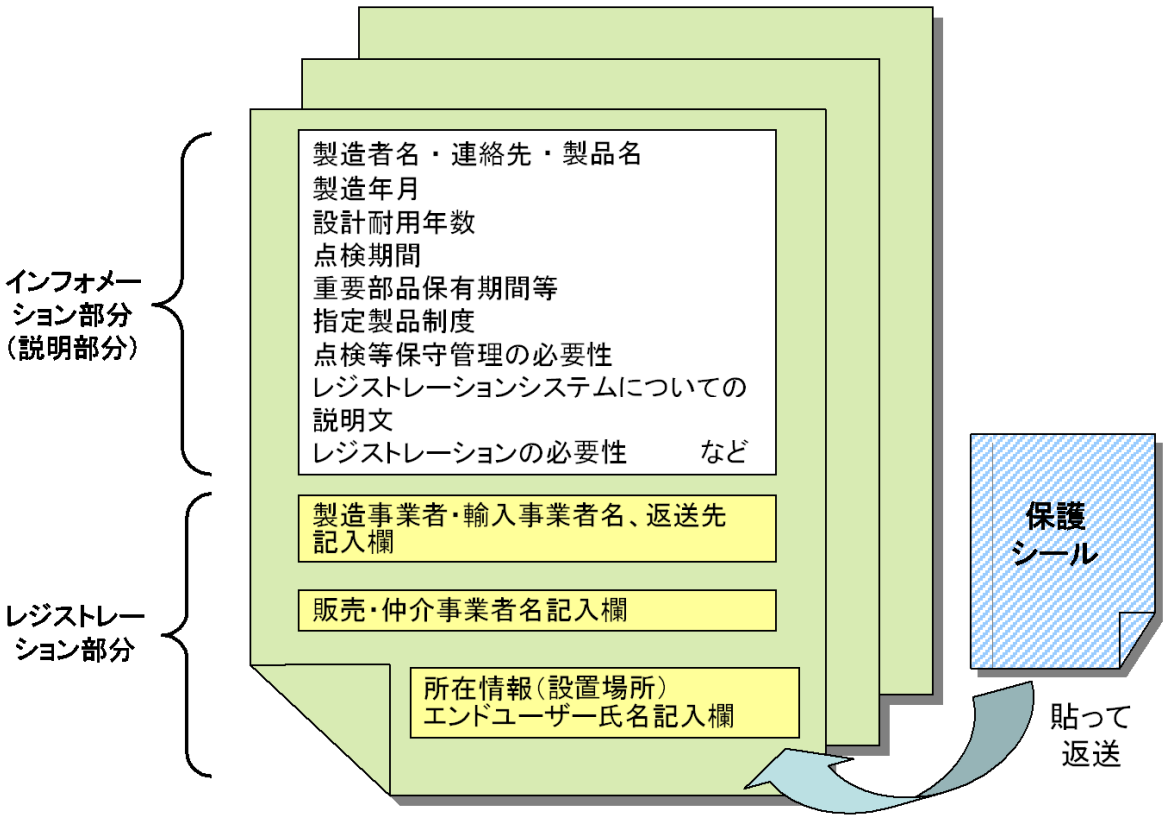
インフォメーション部分（説明部分）
製造者名・連絡先・製品名
製造年月
設計耐用年数
点検期間
重要部品保有期間等
指定製品制度
点検等保守管理の必要性
レジストレーションシステムについての説明文
レジストレーションの必要性　など
レジストレーション部分
製造事業者・輸入事業者名、返送先記入欄
販売・仲介事業者名記入欄
所在情報（設置場所）
エンドユーザー氏名記入欄
保護シール
貼って返送

Ⅴ　液石法器具省令関係（メーカー等への規制）

１．再点火防止装置の義務化

次のとおり安全基準が厳格化される。

- 開放式小型湯沸器に、安易に復帰できない再点火防止装置（インターロック機能）搭載の義務化
- 不完全燃焼防止装置が作動するＣＯ濃度基準値及び作動時間の見直し
- 通常燃焼状態における燃焼ガス中のＣＯ濃度基準の見直し
- 開放式湯沸器本体に「換気しないと死に至るおそれがある」旨の警告表示を義務化

＊　H20.4 施行予定

２．ガスこんろ全口に過熱防止装置搭載

ガスこんろ火災を防止することから、全口（業務用こんろ及び卓上一口こんろ、カセットこんろは除く）に安全装置（立ち消え安全装置及び調理油過熱防止装置等）の搭載が義務化される。

なお、上記安全装置を搭載していないガスこんろの販売猶予期間については、現在経済産業省において検討中です。

＊　H20.10 施行予定